

厚生常任委員会（補正）資料

令和5年3月3日

福祉保健部

目次

1. 予算議案 3-9 ページ
福祉保健部総括、各課個別

2. 特別議案 10-18 ページ
 - 議案第65号 宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例
 - 議案第67号 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第68号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第80号 みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

3. 報告事項 19 ページ
損害賠償額を定めたことについて

4. その他報告事項 20-69 ページ
 - コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査（中間とりまとめ）について
 - ひきこもり等に関するアンケート調査結果について
 - 宮崎県水道広域化推進プランの策定について
 - ヤングケアラー実態調査の実施状況について
 - 新型コロナウイルス感染症の対応状況等について

1 予算議案

令和4年度2月補正予算案について（総括）

議案第43号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算（第9号）

議案第46号 令和4年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第47号 令和4年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

（単位：千円）

課	令和4年度			令和3年度	
	補正額	補正前の額	補正後の額	当初予算額	最終予算額
福祉保健部	-4,663,310	285,390,853	280,727,543	247,104,686	298,458,428
一般会計	-8,959,761	168,632,785	159,673,024	132,281,706	171,721,229
福祉保健課	-3,765,017	17,011,259	13,246,242	12,611,175	44,483,437
指導監査・援護課	-10,352	167,885	157,533	176,327	151,792
医療政策課	-888,039	5,530,930	4,642,891	3,978,421	4,222,011
薬務対策課	-8,136	2,173,843	2,165,707	103,378	3,888,125
国民健康保険課	-1,639,391	30,209,615	28,570,224	29,530,867	27,772,689
長寿介護課	-1,053,100	24,675,506	23,622,406	21,796,527	23,068,711
障がい福祉課	-192,008	17,240,944	17,048,936	16,872,442	17,017,894
衛生管理課	-128,709	2,208,670	2,079,961	1,726,387	3,085,647
健康増進課	-596,944	4,545,084	3,948,140	3,674,286	3,472,563
感染症対策課	58,053	39,810,626	39,868,679	17,155,433	20,758,448
こども政策課	-685,008	18,903,984	18,218,976	18,611,601	17,532,802
こども家庭課	-51,110	6,154,439	6,103,329	6,044,862	6,267,110
特別会計	4,296,451	116,758,068	121,054,519	114,822,980	126,737,199
国民健康保険課 （国民健康保険特別会計）	4,284,515	116,458,392	120,742,907	114,542,975	126,431,337
こども家庭課 （母子父子寡婦福祉資金特別会計）	11,936	299,676	311,612	280,005	305,862

1 予算議案

【議案第43号】
令和4年度2月補正予算案について（繰越明許費の追加）

医療政策課、長寿介護課ほか

一般会計 繰越明許費補正集計表

(単位：千円)

区分	事業数	申請額
9月議会承認分	1 事業	516,125
11月議会承認分	1 事業	4,555
小計（補正前）	2 事業	520,680
2月議会申請分（追加）	21 事業	3,515,078
合計（補正後）	23 事業	4,035,758

1 予算議案

【議案第43号】
令和4年度2月補正予算案について（繰越明許費の追加）(1)

長寿介護課、障がい福祉課、こども政策課

1. 追加(1)

款	項	事業名	金額
			千円
民生費	社会福祉費	老人福祉施設等災害復旧事業	14,520
民生費	社会福祉費	介護施設等防災・減災対策強化事業	123,406
民生費	社会福祉費	障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業	36,610
民生費	社会福祉費	障がい福祉サービス事業所施設整備事業	18,000
民生費	社会福祉費	障がい福祉施設等災害復旧事業	1,062
民生費	児童福祉費	こどもの安心・安全対策支援事業	107,600
民生費	児童福祉費	認定こども園施設整備交付金事業	66,576
民生費	児童福祉費	保育所等災害復旧費補助事業	6,811

1 予算議案

【議案第43号】
令和4年度2月補正予算案について（繰越明許費の追加）(2)

医療政策課、長寿介護課、こども政策課、こども家庭課

1. 追加(2)

款	項	事業名	金額
			千円
民生費	児童福祉費	放課後児童クラブ事業	27,760
民生費	児童福祉費	こども家庭センター設置促進事業	3,265
衛生費	公衆衛生費	出産・子育て応援事業	849,080
衛生費	医薬費	地域医療介護総合確保計画推進事業	386,592
衛生費	医薬費	医師の働き方改革推進事業	13,036
衛生費	医薬費	地域密着型サービス施設等整備事業	298,764
衛生費	医薬費	介護施設等開設支援事業	111,494
衛生費	医薬費	労働環境改善に向けた介護ロボット導入支援事業	103,221

1 予算議案

【議案第43号】

令和4年度2月補正予算案について（繰越明許費の追加）（3）

医療政策課、長寿介護課、こども政策課

2. 追加(3)

款	項	事業名	金額
			千円
衛生費	医薬費	介護サービス継続支援事業	875,000
衛生費	医薬費	簡易陰圧装置設置等支援事業	123,937
衛生費	医薬費	ゾーニング環境等の整備事業	86,875
教育費	教育総務費	こどもの安心・安全対策支援事業	83,700
教育費	大学費	大学施設整備事業	177,769
計		21事業	3,515,078

生活福祉資金特例貸付債権管理事務費等

福祉保健課 1,764,335千円
【財源：国庫】

事業の目的

生活福祉資金特例貸付の償還開始に伴う、県社会福祉協議会における債権管理事務に要する経費を補助することで、償還が困難で、特に支援が必要な借受人に対するフォローアップの充実を図る。

事業の概要

(1) 事業スキーム

① 県 補助 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会

(2) 事業内容

① 令和4年度分貸付原資等(345,022千円)
(補助率10/10以内)

② 債権管理事務費 (1,419,313千円)
(補助率10/10以内)
令和4年度から令和16年度までの13年間に要する人件費、通信運搬費、賃借料等。

生活福祉資金特例貸付決定実績 (単位：千円)

貸付決定 年 度	緊急小口貸付		総合支援資金貸付		合計	
	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
R 1	61	10,460	3	1,650	64	12,110
R 2	7,005	1,286,280	7,410	3,885,060	14,415	5,171,340
R 3	2,807	549,450	6,505	3,456,450	9,312	4,005,900
R 4	940	184,170	868	458,750	1,808	642,920
合計	10,813	2,030,360	14,786	7,801,910	25,599	9,832,270

償還開始 年 月	件数	金額 (千円)
R 5. 1	17,843	5,999,770
R 6. 1	4,548	2,119,220
R 7. 1	3,208	1,713,280
合計	25,599	9,832,270

事業の期間

令和4年度

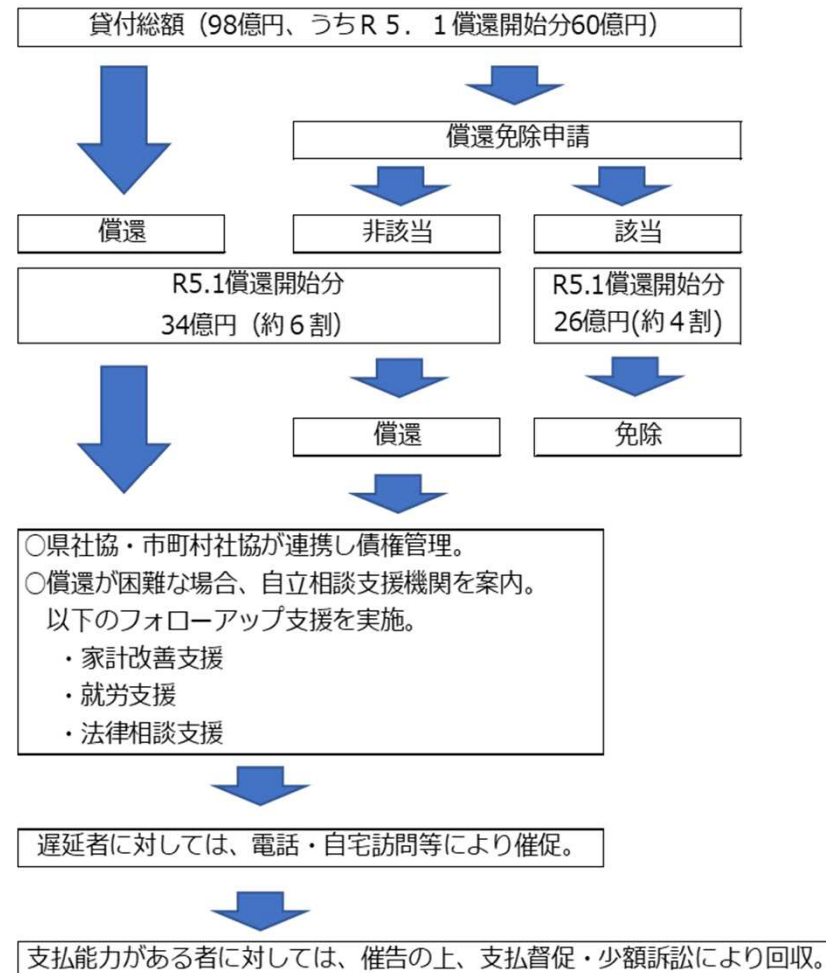
【別紙】 生活福祉資金特例貸付債権管理事務費等

(単位：千円)

①今回補正額	うち貸付原資等	うち債権管理事務費
	1,764,335	345,022
+		
②県社協への既補助額	うち貸付原資等	うち債権管理事務費
	11,743,981	9,893,981
③県社協への補助総額(①+②)	うち貸付原資等	うち債権管理事務費
	13,508,316	10,239,003

※債権管理事務費はR 4～1 6までの1 3年間分
約 2. 5 億円/年

債権管理の流れ



2 特別議案

【議案第65号】
宮崎県高齢者等保健福祉基金条例を廃止する条例について

福祉保健課

1 廃止の理由

宮崎県高齢者等保健福祉基金に係る事業の終了に伴い、当該基金を廃止するため、条例を廃止する。

2 廃止の内容

宮崎県高齢者等保健福祉基金条例（平成3年宮崎県条例第29号）は、廃止する。

3 施行期日

令和5年3月31日

2 特別議案

【議案第67号】
宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

こども政策課

1 改正の理由

児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある親権者の懲戒権に係る民法の規定が削除されたのに伴い、児童福祉法における児童福祉施設の施設長が入所児童に行う措置の内容からも懲戒が削除されたため、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

条例における「懲戒」に係る規定を削る。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき、又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第13条・第14条 [略]</p>	<p>第12条・第13条 [略]</p>

3 施行期日

公布の日

2 特別議案

【議案第68号】
宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

こども政策課

1 改正の理由

児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある親権者の懲戒権に係る民法の規定が削除されたのに伴い、児童福祉法における児童福祉施設の施設長が入所児童に行う措置の内容からも懲戒が削除されたため、関係規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

条例における「懲戒」に係る規定を削る。

改正前	改正後
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第23条 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し <u>園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>第24条～第29条 [略]</p>	<p>第23条～第28条 [略]</p>

※ このほか条繰上げに伴う一部改正あり

3 施行期日

公布の日

2 特別議案

【議案第80号】 みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

こども政策課

1 変更の理由

本プラン（令和2年度～令和6年度）は、内閣府が示した基本指針に基づき、市町村が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育に係る量の見込み（需要量）と確保方策（供給量）を積み上げて策定されたものであるが、中間年となる令和4年度を目安として「必要な場合」には見直しを行うこととされており、複数の市町村において見直しが予定されていることから、県のプランについても一部を見直し、変更するものである。併せて、既に最終目標を達成している成果指標の目標値の変更等を行う。

2 プランの構成及び変更概要

はじめに

第1章 子どもを取り巻く状況

➡ 新型コロナウイルス感染症の影響による婚姻数、出生数の状況を追加する。

第2章 計画の基本的考え方

第3章 計画の推進に向けて

第4章 幼児教育・保育等の提供体制

➡ 市町村における幼児教育・保育の需給状況の令和5年、6年度の数値の見直しを行うとともに、市町村計画の積み上げとなる県計画についても見直しを行う。

第5章 子ども・子育てに関する各種施策の推進

➡

- ・ヤングケアラー、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込む出生や婚姻への対応、保育所等における感染症への対応について新たに施策を追加するとともに、制度改正等による文言の修正を行う。
- ・既に最終目標を達成している成果指標について上方修正等を行うとともに、新たな個別成果指標を一つ追加する。

2 特別議案

【議案第80号】

みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

こども政策課

3 これまでの経緯・今後の予定

令和4年	7月	常任委員会へ報告（中間見直し実施）
	8月	宮崎県子ども・子育て支援会議へ報告（中間見直し実施）
	9月	市町村へ需給状況調査
	11月	宮崎県子ども・子育て支援会議で意見聴取（素案について）
	12月	常任委員会へ報告（素案について） パブリック・コメントの実施
令和5年	1月	宮崎県子育て応援本部へ報告（素案について） 宮崎県子ども・子育て支援会議で意見聴取（案について）
	2月	2月定例県議会に議案提出・審議

4 県民（パブリック・コメント）・審議会等からの意見への対応

(1) パブリック・コメント

- ① 募集期間
令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）
- ② 意見件数
4件（2名）
- ③ 意見の要旨と県の考え方

2 特別議案

【議案第80号】
みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

こども政策課

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・プラン案への反映状況
1	66	<p>活気を生み出す出会いや交流の場の創出について、県は、どのような対策を講じているのか。 チラシ等で案内しても、信頼性が低く参加できていないのではないかと。 具体的な少子化対策を打ち出すべき。</p>	<p>県では、平成27年度から、出会いや結婚を希望する独身者が希望にかなう相手と出会える機会を提供することを目的として、結婚サポートセンターを県内3か所に設置しております。</p> <p>また、1対1での出会いに慎重な方には、令和2年度から「ひなたのグループ婚活事業」として、グループ単位での出会いの機会の提供や、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会の創出にも取り組んでいるところです。</p> <p>今後とも多くの若い世代に参加していただけるような事業の構築や情報発信について、市町村や団体等と連携しながら進めてまいります。</p>
2	85	<p>成果指標「平均理想子ども数と平均予定子ども数の差」については、「差」のみを表示するのではなく、「平均理想子ども数」と「平均予定子ども数」の調査実数を記載すべき。</p> <p>また、この項目は不要ではないかと。</p>	<p>御意見を踏まえ、「平均理想子ども数」と「平均予定子ども数」の現況値について、追記することとします。</p> <p>なお、子育て環境がより良いものとなれば、「平均理想子ども数」と「平均予定子ども数」との間の差が縮小するものと考えていることから、本プランにおいて重要な指標であると考えております。</p>

2 特別議案

【議案第80号】
みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

こども政策課

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・プラン案への反映状況
3	85 ～ 89	<p>成果指標全てについて、中間見直し時点（令和3年度）の数値を現況値（平成30年度）と目標値（令和6年度）との間に記載すべき。</p> <p>目標値（令和6年度）の変更した部分について、当初の目標値と見直し後の数値を両方記載すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、中間見直し時点の現況値を追加することとします。</p> <p>プラン本体に当初の目標値と見直し後の数値を併記すると、分かりにくくなるおそれがあるため、見直し後の目標値のみを記載することとします。</p> <p>なお、見直し後のプランを公表する際には、目標値の変更箇所が分かる資料を参考として県ホームページ上に掲載いたします。</p>
4	全体	<p>ヤングケアラー、保育中の事故、不適切な保育（虐待）、保育士・保育教諭等の有資格者確保などへの対策及び数値に関する項目を指標として、次期計画には記載してほしい。</p> <p>審議会委員に労働・雇用施策のスペシャリストを入れておくべき。</p>	<p>来年度以降、こども基本法や改正児童福祉法が施行される中で、新たな課題等に対する取組について次期計画策定の際に検討してまいります。</p> <p>子ども・子育て施策においては、子育てと仕事の両立に向けた視点も重要であることから、事業主・労働者の双方から意見をいただけるよう審議会委員として委嘱しております。</p>

2 特別議案

【議案第80号】
みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

こども政策課

(2) 審議会等

- ① 宮崎県子ども・子育て支援会議
令和4年11月7日(月)
- ② 常任委員会
令和4年12月1日(木)
- ③ 主な意見の要旨と県の考え方

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・プラン案への反映状況
1	65	「地域アプローチ」について、分野横断的に地域ごとの対策を考えることになるということだが、様々な分野と連携しながら進めないといけない問題だと思うので、福祉保健部だけで対応ができるのか疑問。	御意見を踏まえ、以下のとおり修正して記載します。 「少子化の進行には、就業状況や結婚・出産、子育てに対する経済的負担感など、様々な要因が地域ごとに複雑に絡み合っていることから、県と市町村が連携して、地域ごとの課題を明確化し、これに応じた取組を分野横断的に展開する「地域アプローチ」による少子化対策を推進します。」

2 特別議案

【議案第80号】
みやざき子ども・子育て応援プランの変更について

こども政策課

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方・プラン案への反映状況
2	6 7	<p>周産期医療体制の充実について、産婦人科がなく、小児科も少ない地域においては、医療がないから安心して子育て出来る環境にない。このプランは保育所等の子育て関係がメインのようだが、医療についても指標等加えて欲しい。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり追加して記載します。 「分娩取扱施設の存在しない二次医療圏など医療資源の少ない地域における正常分娩等については、4つの周産期医療圏で連携体制を構築することにより安全性が確保されていますが、地域のそれぞれの課題について主体となる市町村とともに明確化を図りつつ、妊婦健診や分娩を取り扱うことのできる体制の整備、圏域を越えた搬送体制の確保など、地域の実情を踏まえた支援に努めます。」</p>
3	7 0	<p>今回新たに追加する感染症への対応について、感染対策に要する物資購入等に係る支援だけでなく、子どもたちがコロナ禍の中でも楽しく、心も育つ支援に関する内容について追記できないか。 「感染防止対策の徹底の周知を図る」という表現に関して、黙食やマスクをずっと着用した状態で過ごすことが3歳未満児の子どもの発達に大きく影響することが予測されるので、「対策について周知を図る」などの柔らかい文言にしてほしい。 教育委員会が関係する部分もあるのではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正して記載します。また、担当部局に教育委員会を追加します。 「新型コロナウイルス感染症等の感染症への対応として、子どもが健やかに成長できる環境に配慮しながら、幼稚園、保育所、認定こども園等の各施設や学校及びその保護者に対し、感染防止対策の周知を図ります。また、各施設に対して感染防止対策に係る支援や社会的機能を維持するための助言・要請等を行います。」</p>

4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査(中間とりまとめ)について

福祉保健課

1 調査概要

(1) 目的

新型コロナの長期化が生活困窮世帯の子どもに与える影響が懸念されるため、実態調査を実施することで、生活状況や必要とされるニーズを把握するとともに、その結果を行政、関係機関及び関係団体と共有し、きめ細かな施策の運用を図る。

(2) 対象

無作為抽出した県内の中学2年生及びその保護者の約半数（5,500組）

(3) 方法

調査票2種（中学生票・保護者票）を郵送し、紙で郵送又はオンライン回答の選択制により回収。

(4) 調査期間

令和4年10月31日から11月30日まで

(5) 回答数

調査対象世帯数	：	5,500世帯
有効回答数	：	1,944組
回答率	：	35.3%

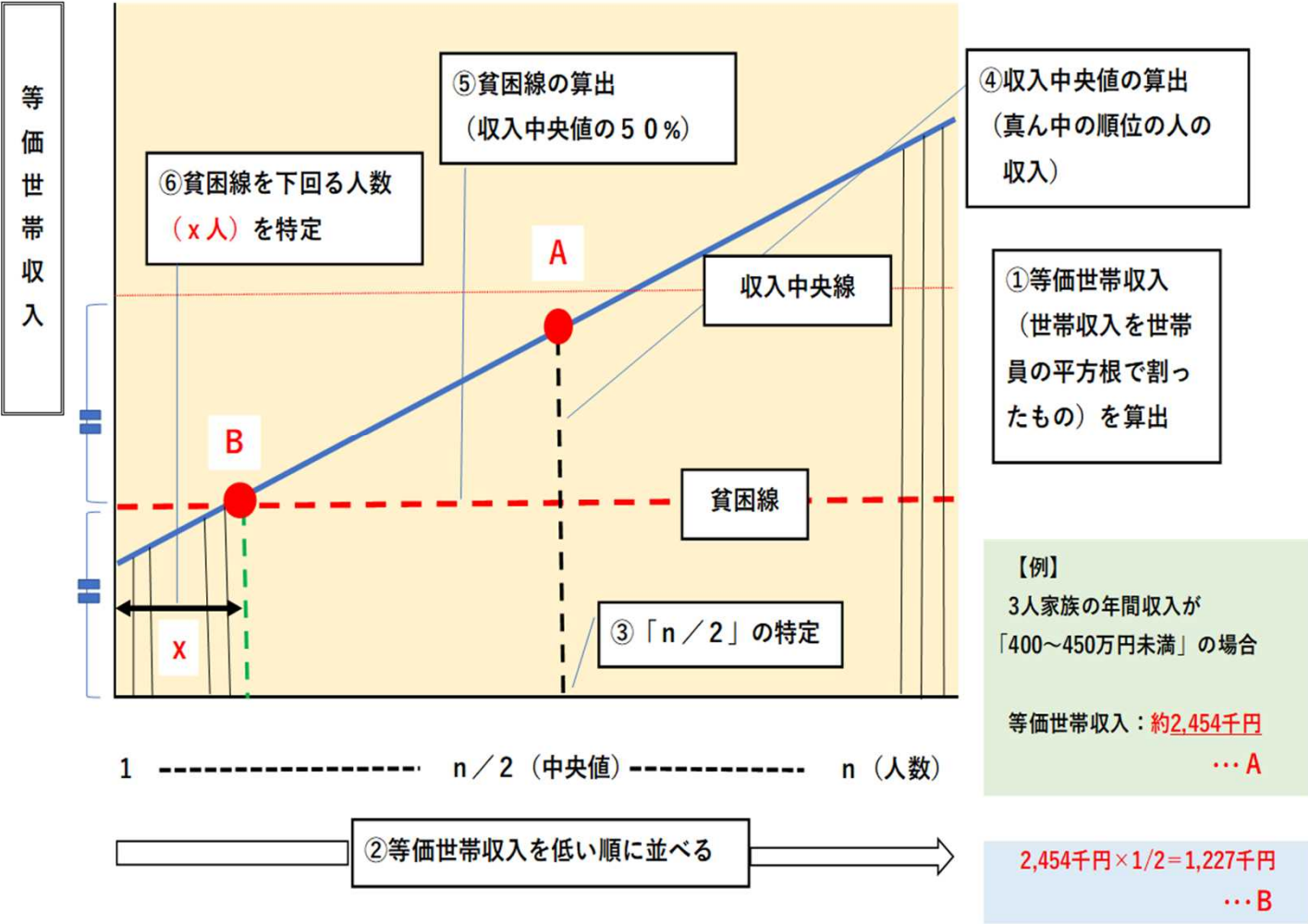
4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査(中間とりまとめ)について

福祉保健課

2 中間とりまとめ概要

【参考】



4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査(中間とりまとめ)について

2 中間とりまとめ概要

福祉保健課

【保護者の状況】

	全国	本県
世帯収入の平均(※「等価世帯収入」の中央値)	317.54万円	245.97万円
上記平均の1/2未満の世帯(以下「1/2未満世帯」)の割合	12.4%	12.0%

	全国	本県	
		全体	1/2未満世帯
ひとり親世帯の割合	12.5%	15.0%	49.4%
生活が「苦しい・大変苦しい」世帯の割合	25.3%	30.1%	72.1%
大卒以上の進学を希望する世帯の割合	50.1%	42.6%	17.2%
コロナ前と比較し収入の減少した世帯の割合	32.5%	25.8%	48.9%

	就学援助	児童扶養手当	生活保護
1/2未満世帯における支援の利用状況	54.1%	46.4%	6.0%

※「等価世帯収入」

年間収入の回答の選択肢の中央値をその世帯の収入の値とし(例:「50~100万円未満」であれば75万円)、同居家族の人数の平方根をとったもので除した値。

4 その他報告事項

コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査(中間とりまとめ)について
福祉保健課

2 中間とりまとめ概要

【子どもの状況】

	全国	本県	
		全体	1/2未満世帯
毎日(週5日)通学する生徒の割合	—	94.4%	88.8%
成績が「やや下の方・下の方」の割合	33.0%	29.0%	46.4%
大卒以上の進学を希望する生徒の割合	49.7%	26.4%	12.4%
朝食を毎日食べる生徒の割合	82.0%	83.1%	73.0%
逆境体験のない生徒の割合	75.5%	76.3%	51.5%
おこづかいの平均金額	—	5,211円	4,746円
コロナ前と比較し授業の理解度が減った生徒の割合	26.4%	26.7%	38.6%

	学習支援	こども食堂	相談場所
1/2未満世帯における支援の利用状況 (利用したことがある生徒の割合)	5.6%	5.6%	2.1%
1/2未満世帯における支援の利用状況 (利用したい生徒の割合)	39.9%	21.5%	18.5%

4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

1 調査概要

(1) 目的

本県では、平成30年度に民生委員・児童委員を対象に、ひきこもりに関するアンケート調査を実施したところであるが、当該調査から3年が経過していることから、再度調査を実施し、コロナ禍の影響も踏まえた現在の実態を把握することにより、より効果的なひきこもり支援策を検討するための資料とする。

また、調査結果は市町村等と共有し、地域における支援体制の強化を図る。

4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(2) 調査内容

① 民生委員・児童委員を対象とした実態把握調査

ア 調査対象

- おおむね15歳から65歳までで、次に該当するような「ひきこもり等の状態にある方」
- ・ 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方
 - ・ 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流はないが、時々（会話を必要としない）買い物などで外出することがある方

イ 調査基準日 : 令和4年9月1日

ウ 調査方法 : 県内全ての民生委員・児童委員2,281名に対するアンケート調査

エ 主な調査項目

- ・ 受け持ち地域内の該当者数
- ・ 基本情報（性別、年齢、家族構成等）
- ・ ひきこもりの状況（経緯、期間等）
- ・ コロナ禍の影響

オ 回答数（回答率） : 1,370人（60.1%）

4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(2) 調査内容

② ひきこもりの当事者や家族等を対象とした支援ニーズ調査

- ア 調査対象
ひきこもりの当事者又は経験者及びその家族（広く回答者を募集）
- イ 調査期間 : 令和4年11月～令和4年12月
- ウ 調査方法 : インターネット及び紙媒体を活用したアンケート調査
- エ 主な調査項目
- ・ 日常生活における不安
 - ・ 心配事や悩みの相談相手
 - ・ 支援機関に求めるもの
 - ・ 必要な支援
- オ 回答数 : ひきこもり当事者及び経験者 59人、 家族 130人

4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

2 調査結果のポイント

- (1) 調査により把握できた「ひきこもり等の状態にある方」の該当者は、600人であり、回答方法が異なることから一概に比較はできないが、平成30年度調査結果（601人）とほぼ同数であること。
- (2) 該当者の年代別状況では、中高年層（40歳から65歳）が65.8%を占め、平成30年度調査結果（59.9%）より5.9ポイント上昇し、高年齢化が認められること。
- (3) ひきこもり状態にある期間は、10年以上が最も多く34.8%であり、平成30年度調査結果（28.6%）より6.2ポイント上昇し、長期化の傾向が認められること。
- (4) ひきこもり当事者及び家族等が必要とする支援は、身体・精神面についての専門機関への相談や生活費についての相談、就労に向けた準備に対するニーズが高くなっていること。

4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

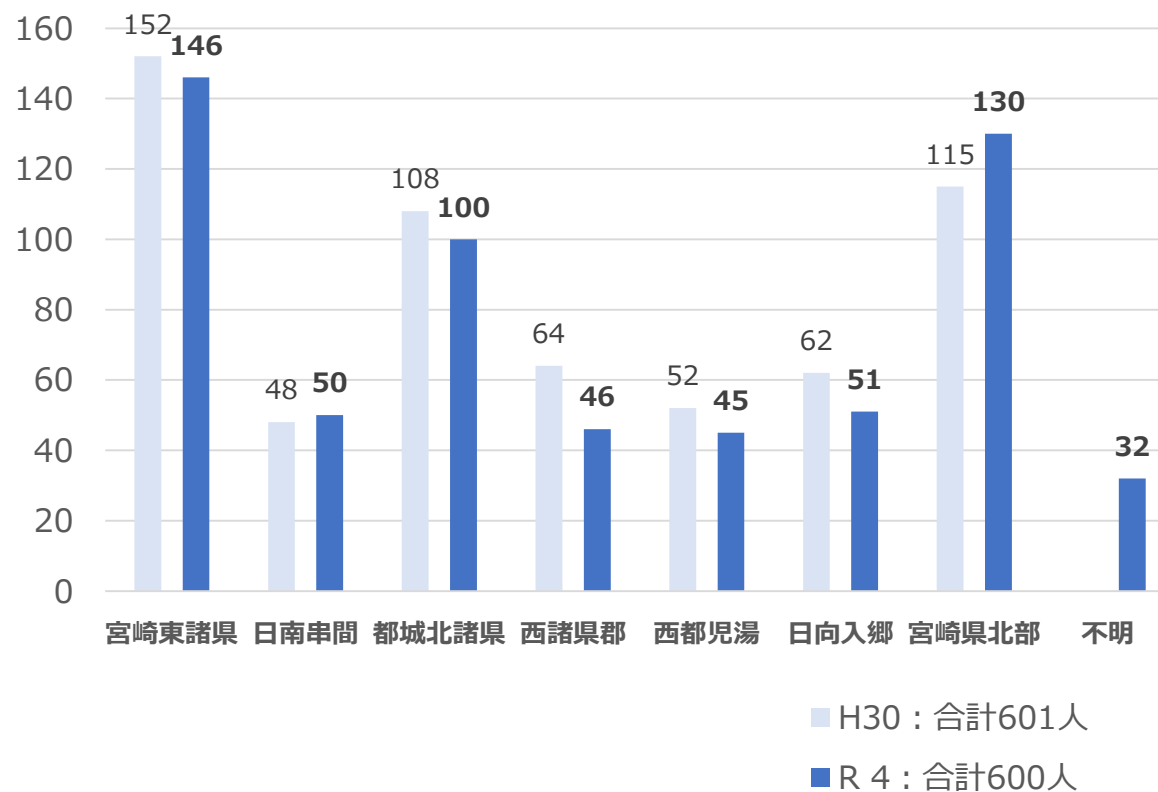
障がい福祉課

1 民生委員・児童委員を対象とした実態把握調査

(単位：人)

(1) 該当者の人数

本調査により把握できた該当者の総数は、600人となっている。



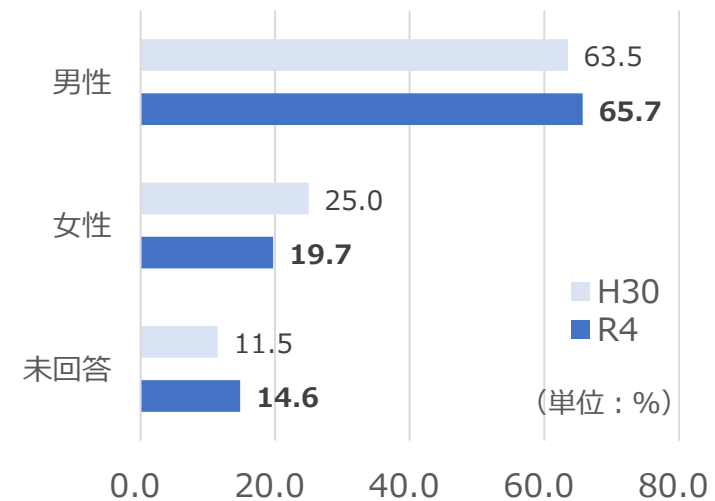
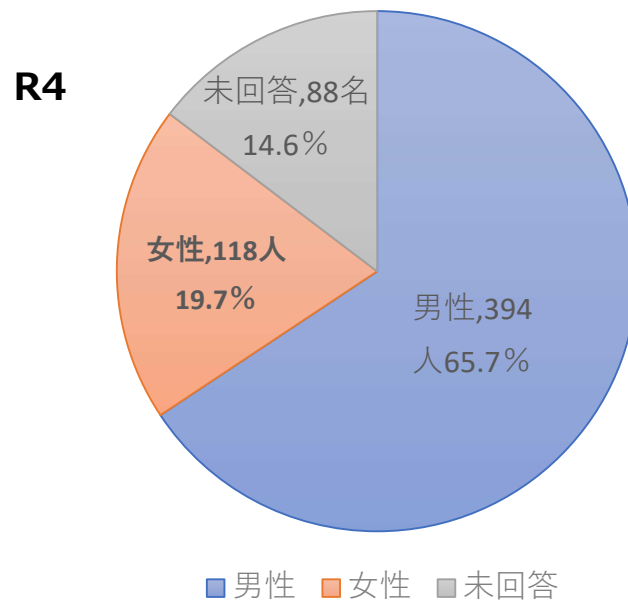
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(2) 該当者の性別

該当者の性別は、男性が394人（65.7%）、女性が118人（19.7%）となっており、男性が女性の3倍以上となっている。



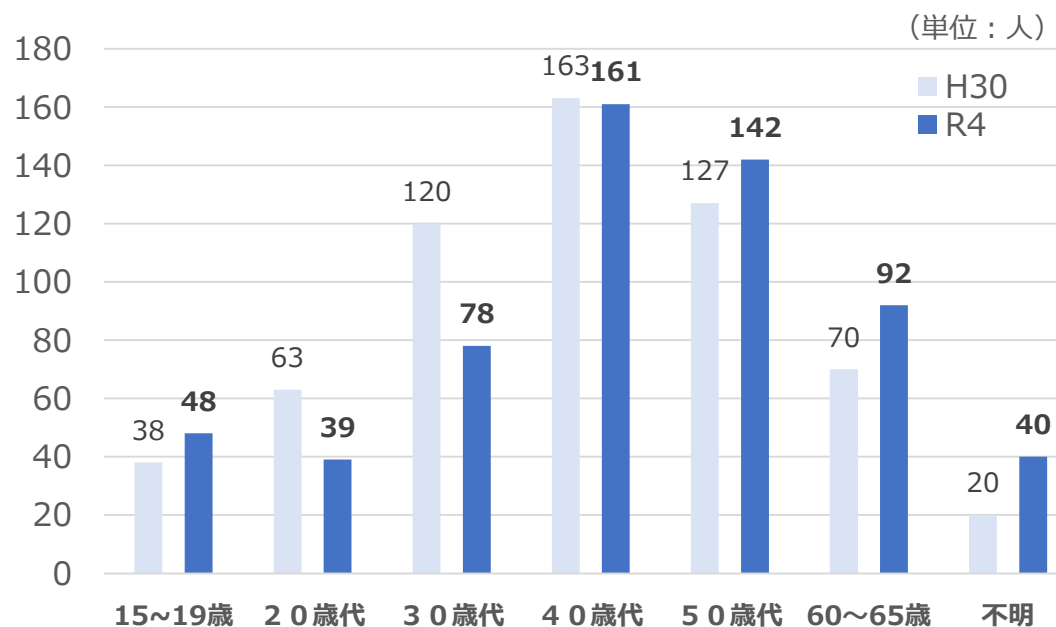
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(3) 該当者の年代別状況

年代別では、40歳代が161人（26.8%）と最も多く、次に50歳代が142人（23.7%）となっている。中高年層（40歳から65歳）が395人（65.8%）と若年層（15歳から39歳）165人（27.5%）を上回っている。



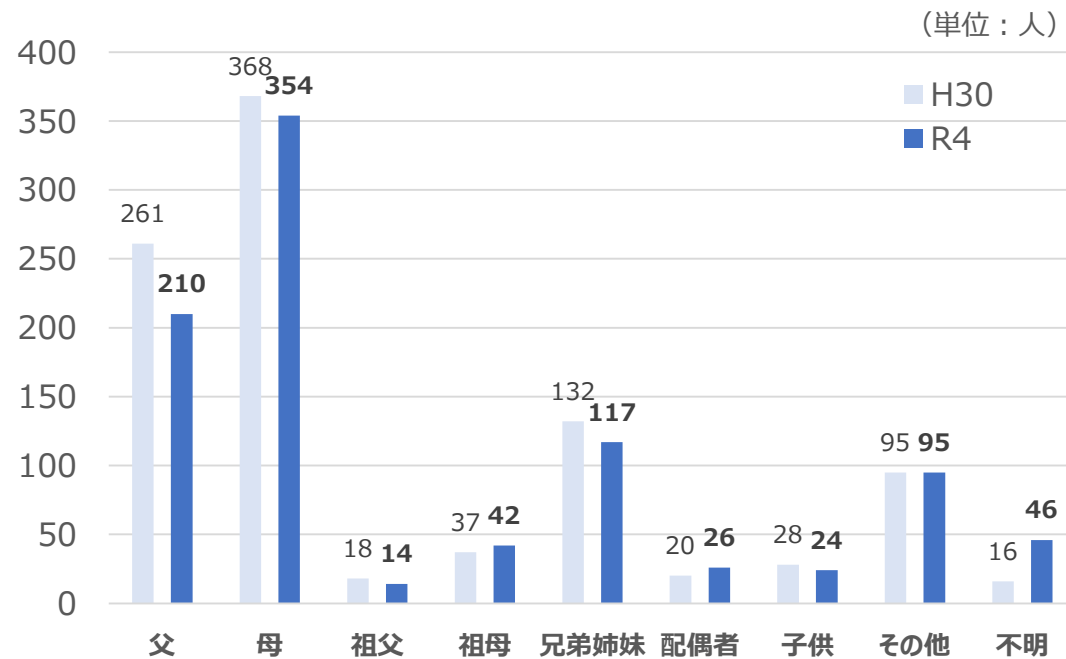
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(4) 該当者の家族構成（複数回答）

家族構成では、母親と同居している場合が最も多く354人（59.0%）次いで父親が210人（35.0%）となっており、親との同居が多い。



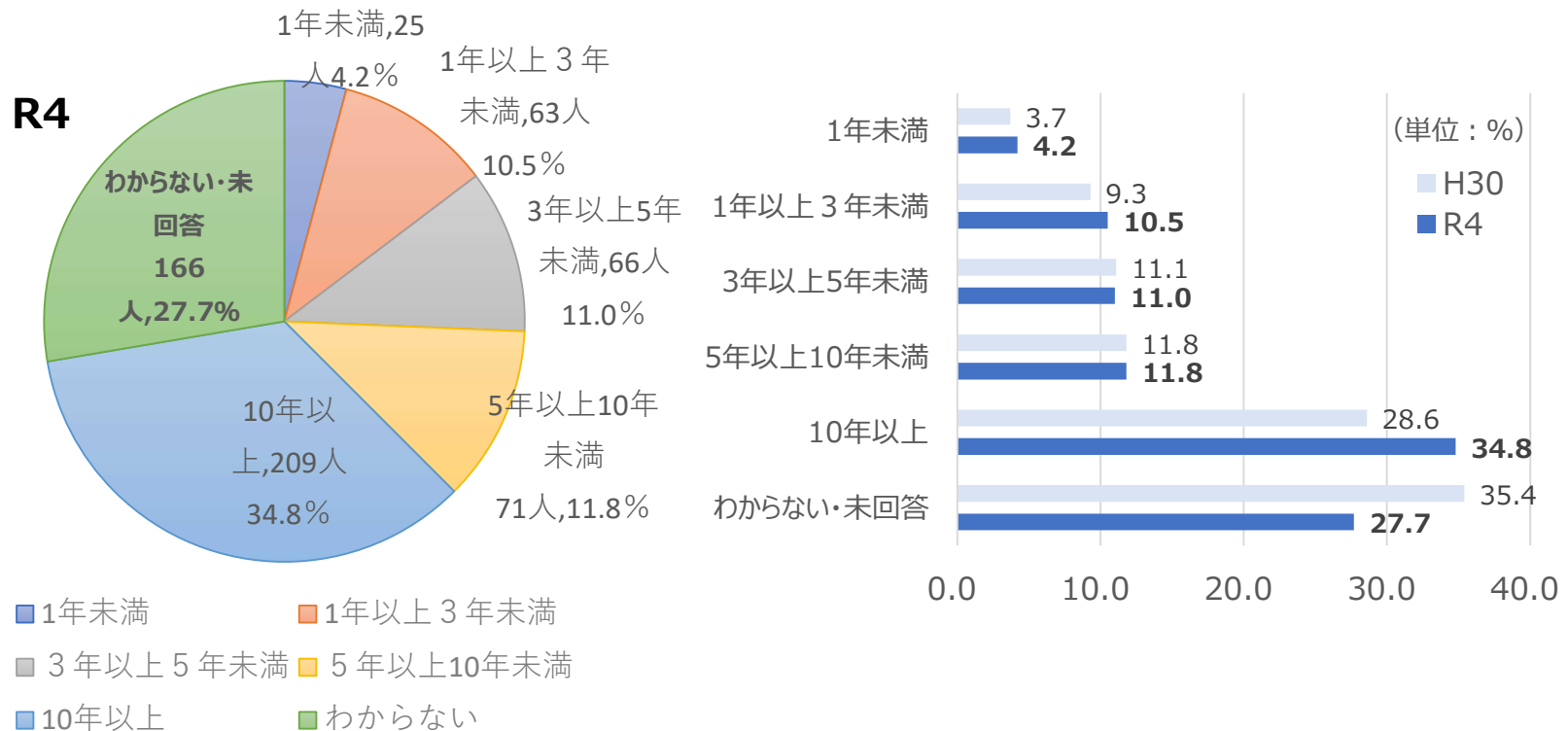
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(5) 該当者のひきこもり状態にある期間

10年以上ひきこもっている状態にある人が、209人(34.8%)で最も多く、次に5年以上10年未満が71人(11.8%)となっている。



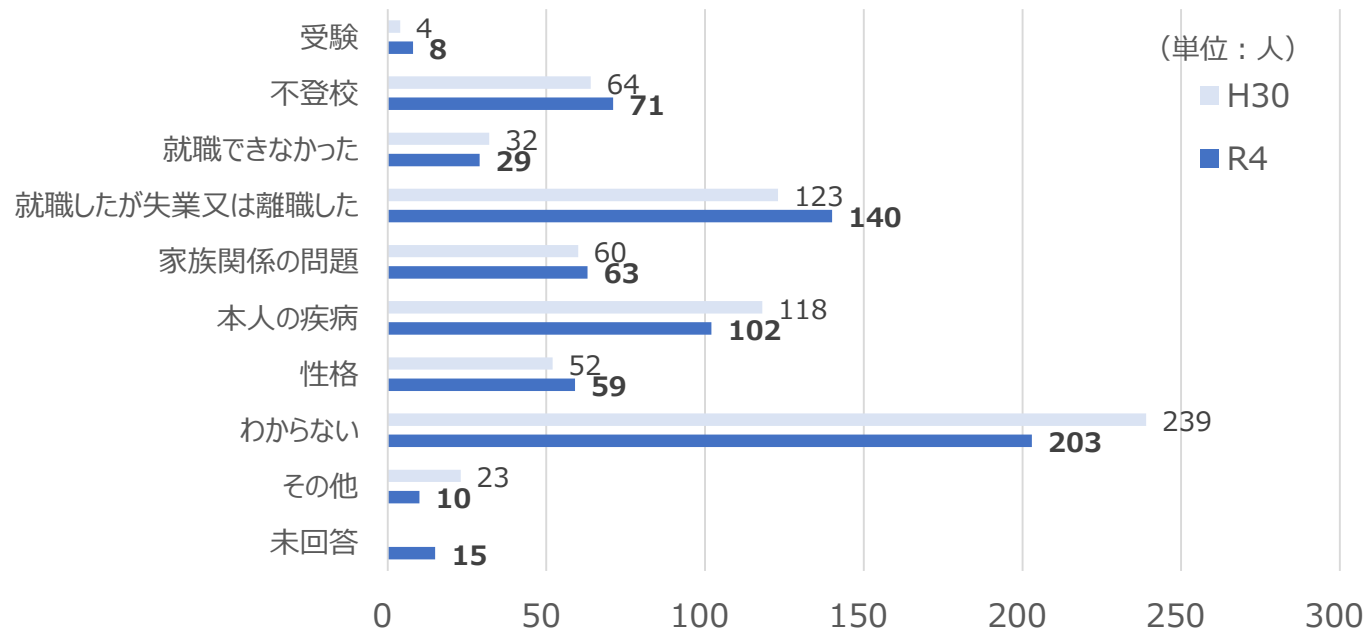
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(6) ひきこもりに至った経緯（複数回答）

「わからない」が203人（33.8%）と最も多い。経緯がわかるものの中では、「就職したが失業又は離職した」が140人（23.3%）と最も多く、次に「本人の疾病」102人（17.0%）となっている。



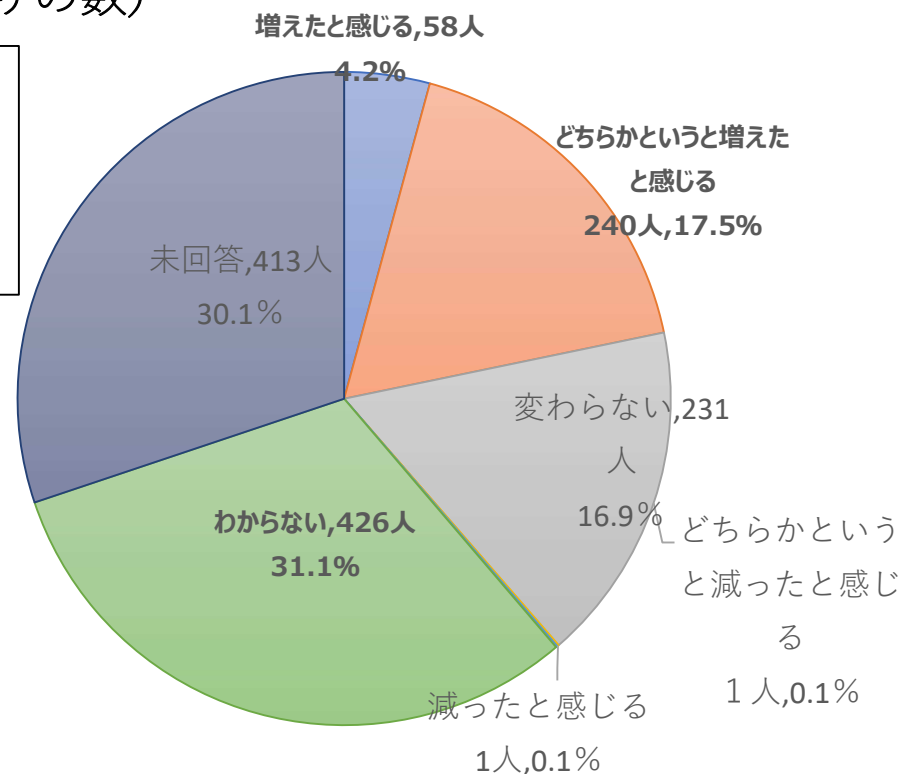
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(7) コロナ禍の影響（ひきこもりの数）

「増えたと感じる」「どちらかというが増えたと感じる」が298人（21.7%）
 「変わらない」が231人（16.9%）となっている。



- 増えたと感じる
- どちらかというが増えたと感じる
- 変わらない
- どちらかというが減ったと感じる
- 減ったと感じる
- 分からない
- 未回答

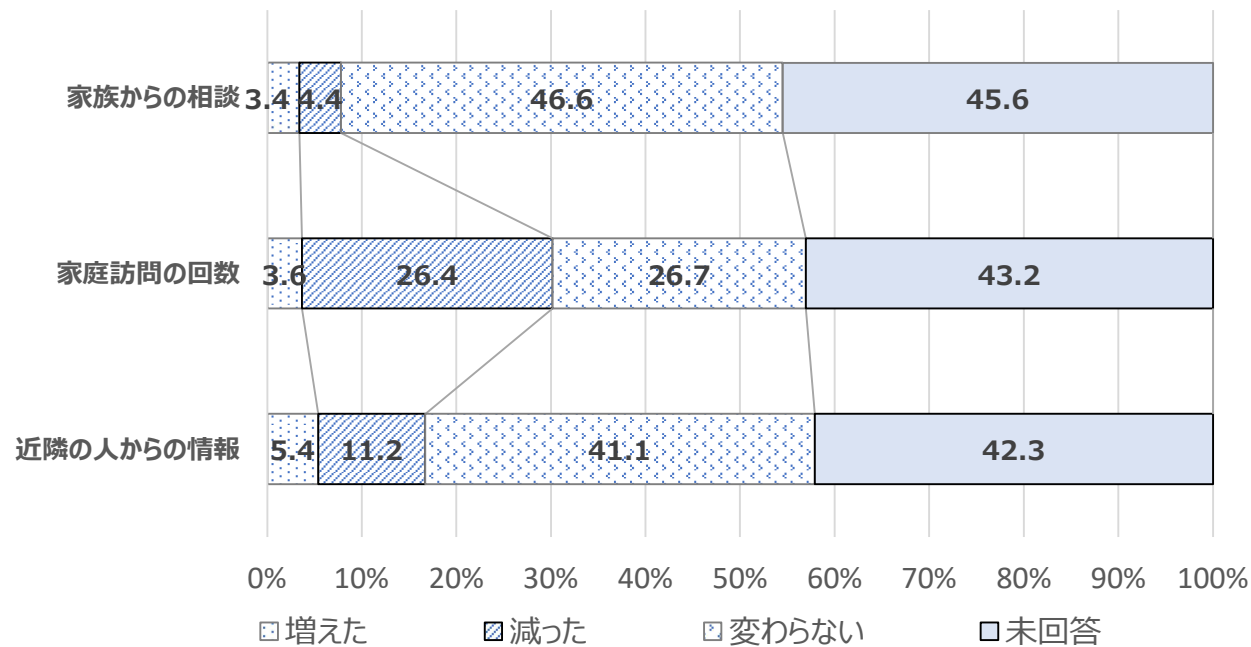
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(8) コロナ禍の影響（地域の状況の把握）

回答があったものと、「家族からの相談」、「近隣の人からの情報」については「変わらない」が高い割合を占めているが、「家庭訪問の回数」については「変わらない」と「減った」がほぼ同じ割合を占めている。



4 その他報告事項

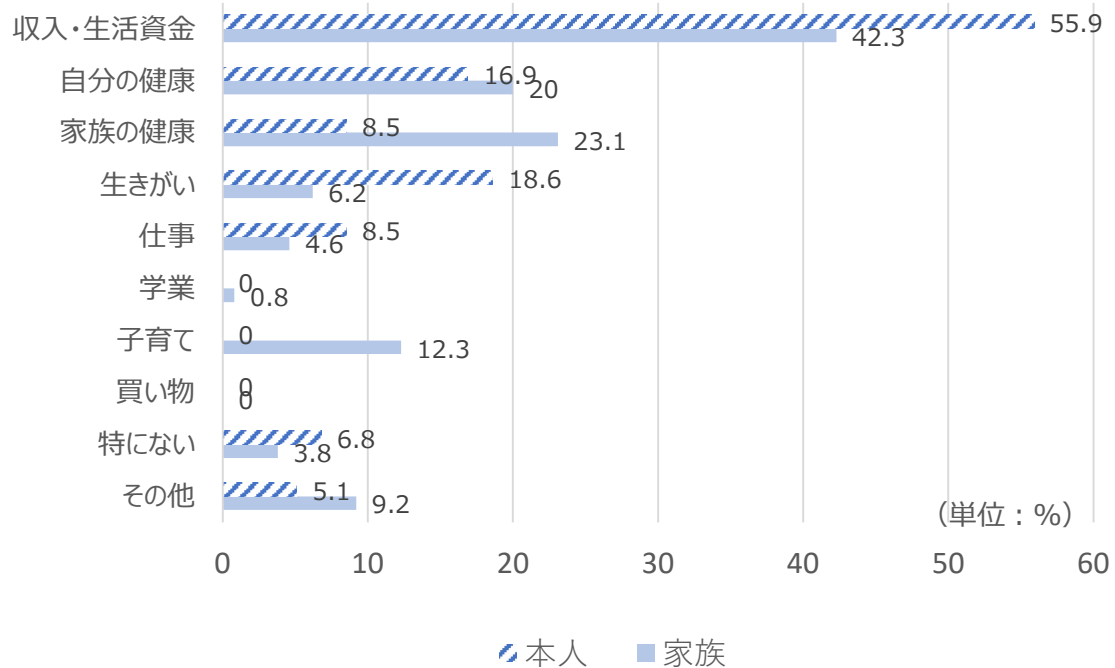
ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

2 ひきこもりの当事者や家族等を対象とした支援ニーズ調査

(1) 日常生活において不安に思っていること（複数回答）

本人、家族ともに、「収入・生活資金」がそれぞれ55.9%、42.3%と最も高く、次いで、本人は「生きがい」が18.6%、家族は「家族の健康」が23.1%となっている。



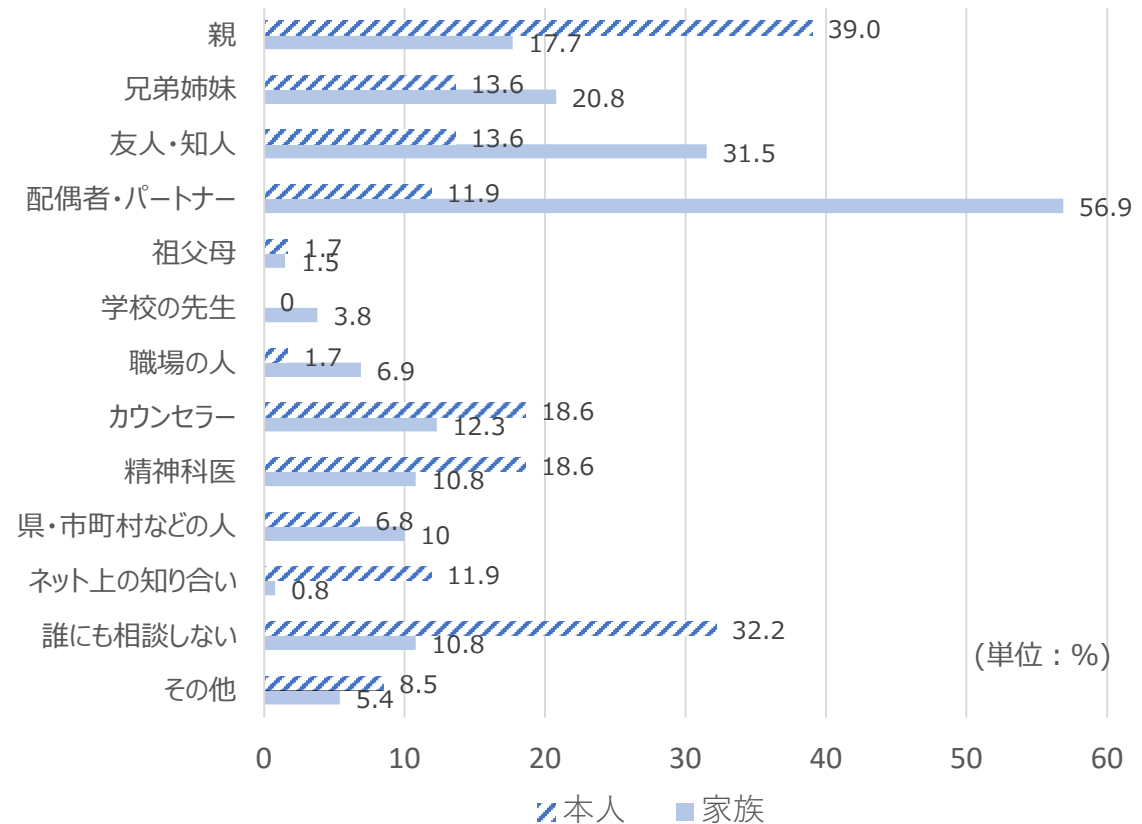
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(2) 日常生活の心配事や悩みを相談する人（複数回答）

本人は「親」への相談が39.0%で最も高く、次いで「誰にも相談しない」が32.2%となっている。家族は、「配偶者・パートナー」が56.9%、次いで「友人・知人」が31.5%となっている。



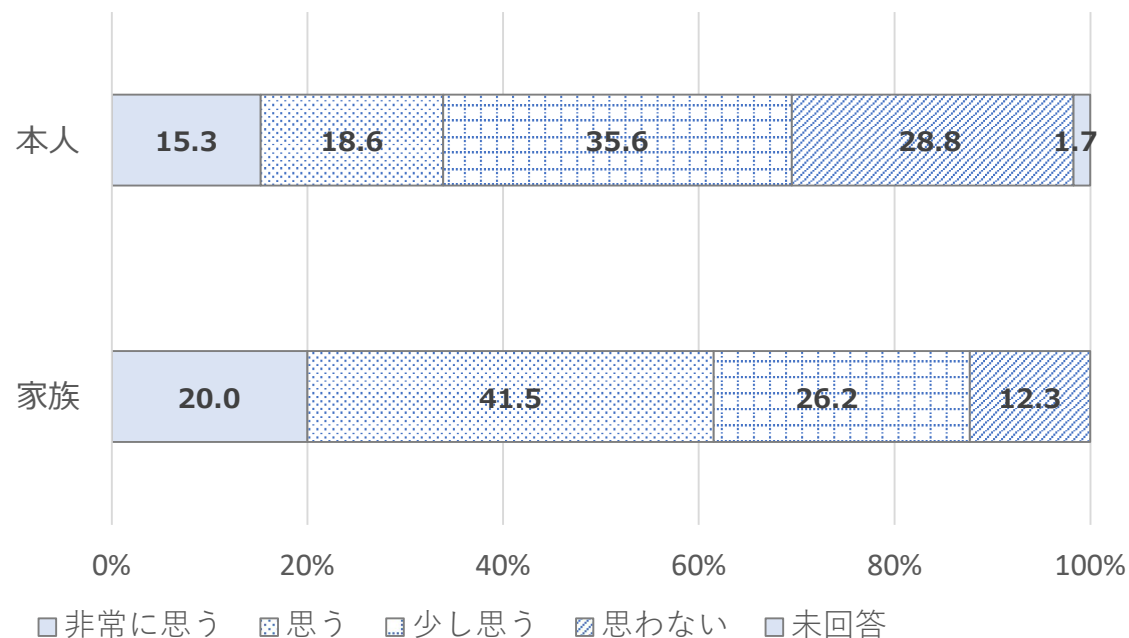
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(3) 関係機関への相談希望

相談希望のある方は「非常に思う」「思う」「少し思う」を合計すると、本人は69.5%、家族は87.7%となっている。



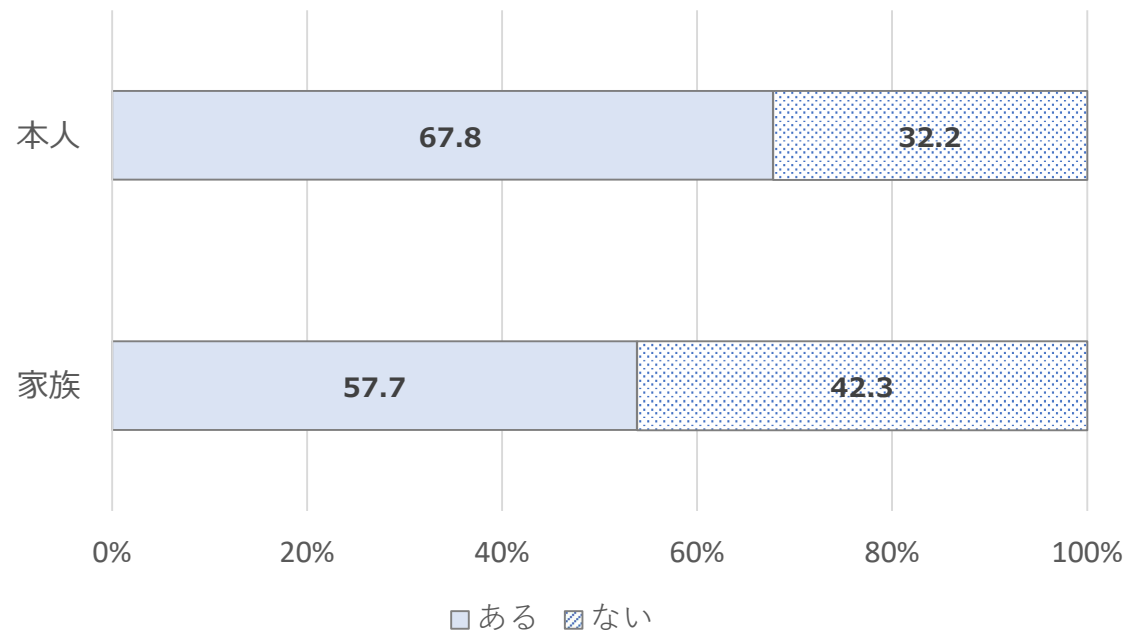
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(4) 支援機関や医療機関の利用状況

支援機関や医療機関を利用したことがある人は、本人が67.8%、家族は57.7%となっている。



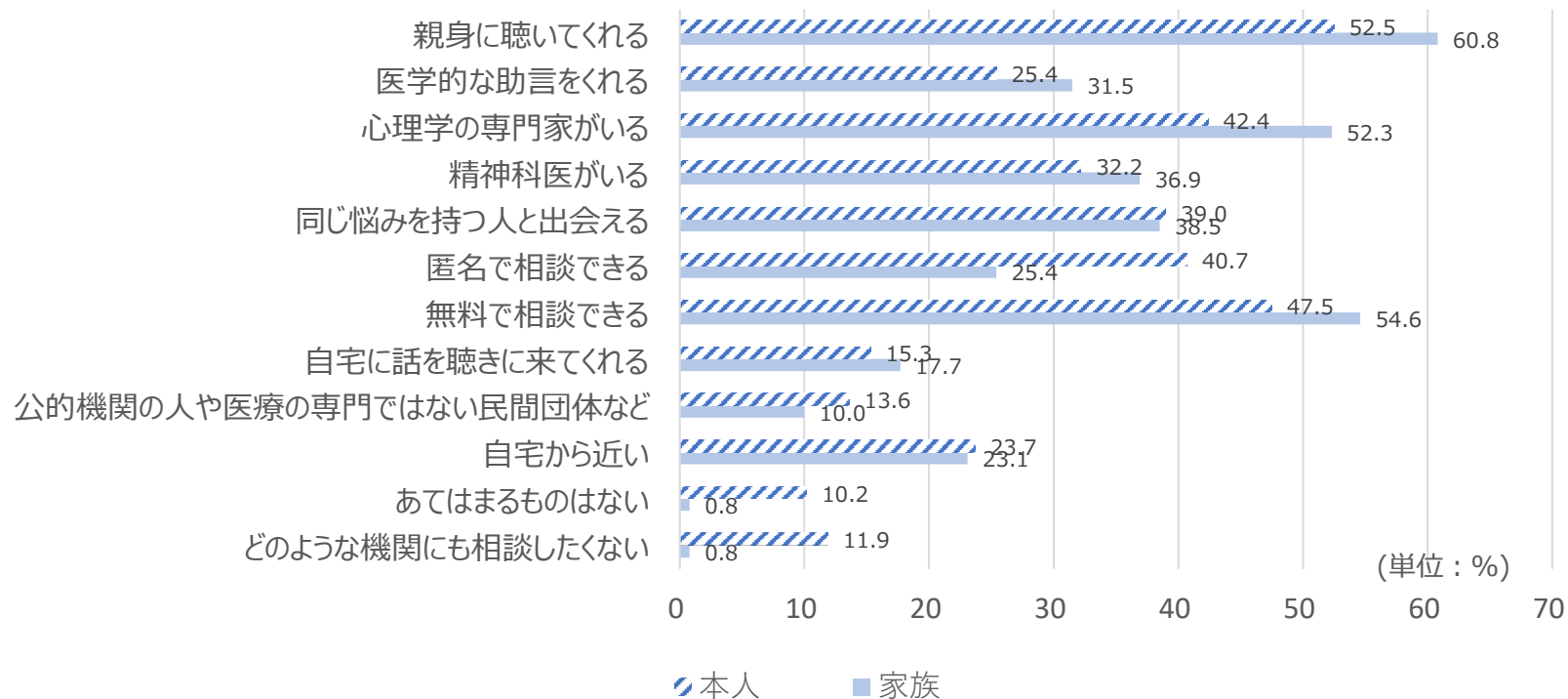
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(5) 相談したいと思う支援機関（複数回答）

本人、家族ともに「親身に聴いてくれる」がそれぞれ52.5%、60.8%と最も高く、次いで「無料で相談できる」がそれぞれ47.5%、54.6%となっている。



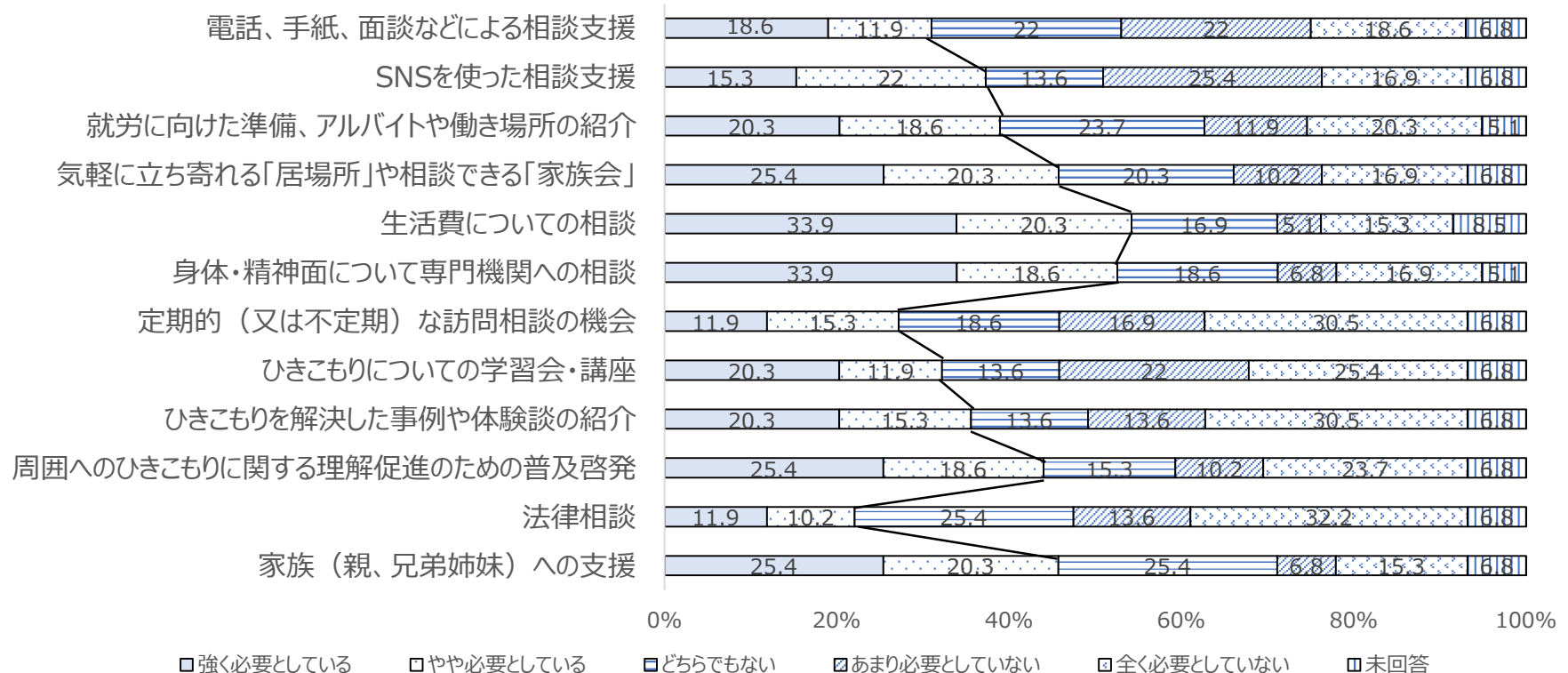
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(6) 必要な支援（本人）

「強く必要としている」「やや必要としている」を合わせると、「生活費についての相談」が54.2%と最も高く、次いで「身体・精神面について専門機関への相談」52.5%となっている。



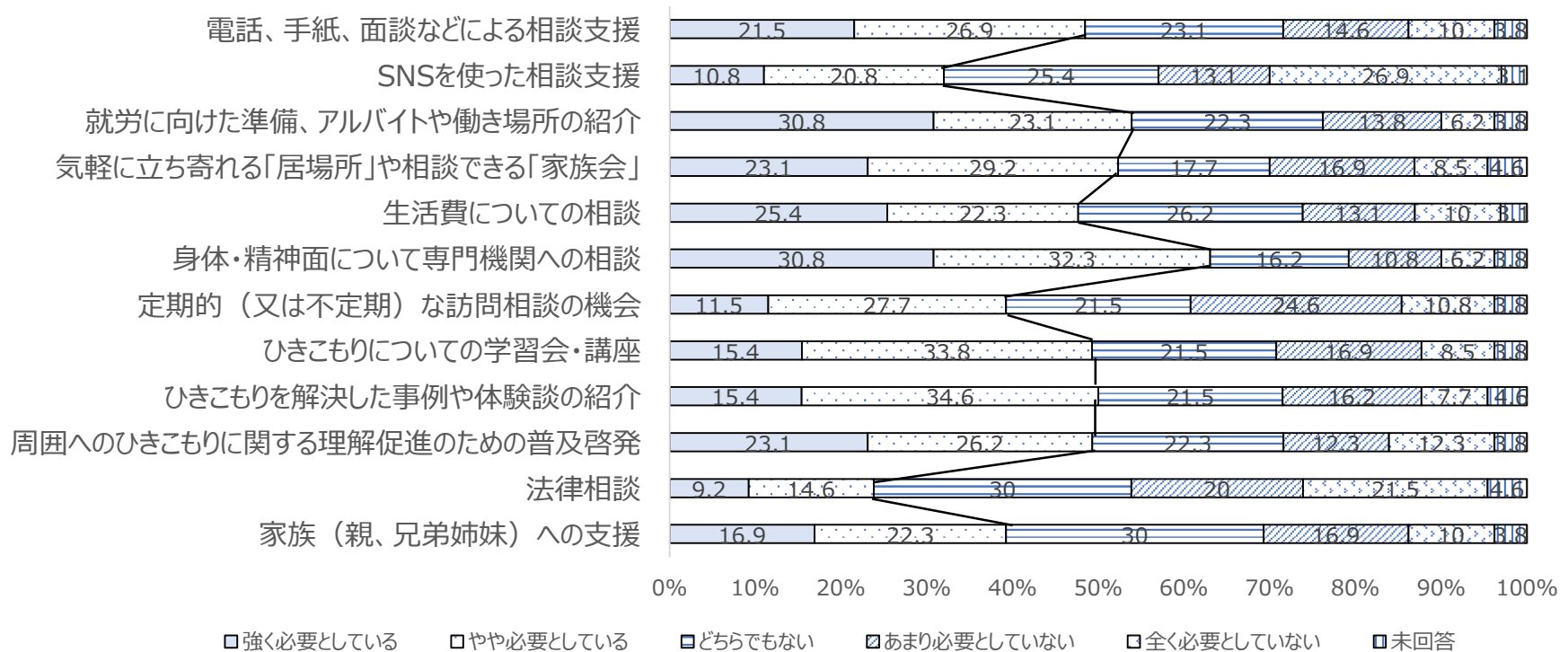
4 その他報告事項

ひきこもり等に関するアンケート調査結果について

障がい福祉課

(7) 必要な支援（家族等）

「強く必要としている」「やや必要としている」を合わせると、「身体・精神面について専門機関への相談」が63.1%と最も高く、次いで「就労に向けた準備、アルバイトや働き場所の紹介」53.9%となっている。



4 その他報告事項

宮崎県水道広域化推進プランの策定について

衛生管理課

1 策定の目的

水道事業の経営環境は、人口減少による収益性の低下や施設の耐震化・老朽化等の更新需要の増大等に伴い、厳しさを増していく状況にある。

このような状況に対応するため、国は水道の基盤強化を目的として水道法を平成30年12月に改正し、その中で、県は市町村の区域を超えた広域的な水道事業の連携等を推進する施策の策定とその実施に努めることとなった。

それに伴い平成31年1月25日付けで発出された、総務省と厚生労働省との連名通知（「水道広域化推進プラン」の策定について）に基づき宮崎県水道広域化推進プラン（以下「プラン」という。）を策定するものである。

2 プランの趣旨

市町村等の水道事業の持続的な運営を図るため、市町村等における広域化の取組を推進し、事業の経営基盤強化を図る必要があることから、県として広域的な視点から市町村等の区域を超えた実現性のある方策を提案するものである。

3 プランの構成の概要（別紙1） 4 パブリックコメントの結果

- (1) 策定の目的
- (2) 現状と将来見通し
- (3) 広域化のシミュレーションと効果
- (4) 今後の広域化に係る推進方針等

- (1) 募集期間：令和5年1月24日から2月22日
 - (2) 意見件数：2件（1名）（詳細は別紙2参照）
- ※なお、水道事業の実施主体である市町村等とは様々な機会に協議を重ね十分議論した上で作成している。

4 その他報告事項

宮崎県水道広域化推進プランの策定について

衛生管理課

プランの構成の概要（別紙1）

1 策定の目的

水道事業を取り巻く経営環境は、急速に進む人口減少や水道施設・管路の老朽化、多発する災害への対策などにより厳しさを増しており、水道事業を担う職員の不足も深刻な状況となっています。

令和元年度に策定した宮崎県水道ビジョンに基づき、市町村の枠を超えた広域連携を推進していくための指針となるものです。

2 現状と将来見通し

- ・給水人口：2070年度約60万人(2018年度比約42%減)
- ・一日最大給水量：2070年度約26万m³/日
(2018年度比約41%減)
- ・耐震化状況：導水管約28%・配水本管約23%
- ・給水収益：2070年度約105億円(2020年度比約70億円減)
- ・人口減少により給水収益は減少
- ・ベテラン職員の退職や人事異動等により技術の継承が困難となり技術力の低下
- ・老朽化に伴う施設の更新需要の増大



広域化による経営基盤の強化が必要

4 その他報告事項

宮崎県水道広域化推進プランの策定について

衛生管理課

プランの構成の概要（別紙1）

3 広域化のシミュレーションと効果（別添1,2）

県を3圏域に区分し、広域化の類型のうち、「事務の広域的処理」で以下のシミュレーションを実施

- | | |
|------------|----------------|
| ①窓口業務(△) | ⑧財務会計システム(△) |
| ②検針業務(△) | ⑨料金管理システム(-) |
| ③保守点検業務(△) | ⑩固定資産管理システム(△) |
| ④運転監視業務(△) | ⑪施設台帳システム(○) |
| ⑤水質試験業務(△) | ⑫設計業務委託(×) |
| ⑥警備業務(△) | ⑬資材の共同化(△) |
| ⑦清掃業務(△) | ⑭協力体制の構築(-) |
- ：効果有 △：効果有(条件付) ×：効果無 -：未実施

4 今後の広域化に係る推進方針等

シミュレーション結果を踏まえ

- ・「優先推進プラン」として
②③⑦⑭の導入を提案
- ・「継続推進プラン」として
他の項目についても協議を継続



【県と水道事業者との取り組み】

- ・県主催の会議で広域連携に係る検討を継続
- ・検討グループにおいて、取組内容及びスケジュールを作成
- ・広域連携事例の情報提供等により他の水道事業者への横展開を支援

3 圏域で広域連携に取り組んでいく

4 その他報告事項

宮崎県水道広域化推進プランの策定について

衛生管理課

意見の要旨と県の考え方（別紙2）

No	該当ページ	意見の要旨	県の考え方
1	全体	<p>一体化で民営化のリスクが高まるのではと危惧している。各業務の外部委託を皮切りにして、最後には水道事業そのものを民営化しないか不安である。</p> <p>コンセッション方式への移行や民営化は行わないと明記していただきたい。</p>	<p>本プランは、水道事業の持続的な運営を図るため、市町村等の区域を超えた実現性のある方策を提案するものであり、水道事業の民営化を目的とするものではありません。</p> <p>県としましては、必要に応じて、水道事業者に対し適切な情報提供や助言に努めてまいります。</p>
2	全体	<p>クラウドやシステム構築時等には、データが国外へ流出しないよう、セキュリティの観点から日本企業にてお願いしたい。</p>	<p>現在、市町村等の水道事業者において、セキュリティ対策が取られているところですが、県としても、水道事業者に対して適切な情報提供や助言を行ってまいります。</p>

4 その他報告事項

宮崎県水道広域化推進プランの策定について

衛生管理課

広域化のシミュレーションと効果1 (別添1)

(百万円/年)

検証項目	中部 (13事業)		県北 (9事業)		県西 (5事業)		共同化 方法	効果発生の主な理由と課題	
	判定	効果額	判定	効果額	判定	効果額		理由	課題
①窓口業務	△	169	△	71	△	60	業務所 集約	委託費削減	業務所集約による住民サービスの レベル低下に対し配慮が必要
②検針業務	△	36	△	25	△	10	効率化	委託費削減	各事業体で異なる委託仕様の 統一が必要
③保守点検業務	△	2	△	0.9	△	0.7	効率化	委託費削減	各事業体で異なる委託仕様の 統一が必要
④運転監視業務	△	110	△	71	△	38	集約	委託費削減	複数の施設を同時に監視するこ とから、緊急時の連絡体制の構 築が必要

判定の凡例 ○：効果有り △：効果有り（条件付） ×：効果なし -：未実施

※今回のシミュレーションでは、各業務について、一定の検証条件でシミュレーションしその効果額を算出しています。このため今回のシミュレーションによる効果額がそのまま市町村等の水道業務に反映されるものではありませんが、シミュレーションにより効果があるとされた業務については、基盤強化のための選択肢の1つとして市町村等（各事業体）に提案するものです。

4 その他報告事項

宮崎県水道広域化推進プランの策定について

衛生管理課

広域化のシミュレーションと効果2 (別添2)

(百万円/年)

検証項目	中部 (13事業)		県北 (9事業)		県西 (5事業)		共同化 方法	効果発生 of 主な理由と課題	
	判定	効果額	判定	効果額	判定	効果額		理由	課題
⑤水質試験業務	△	13	△	33	△	15	一括発注	委託費削減	各事業体で異なる委託仕様の統一が必要
⑥警備業務	△	18	△	19	△	13	一括発注	委託費削減	各事業体で異なる委託仕様の統一が必要
⑦清掃業務	△	1.2	△	0.8	△	0.4	一括発注	委託費削減	各事業体で異なる委託仕様の統一が必要
⑧財務会計システム ⑩固定資産管理システム	△	2.7	△	3.6	△	1.2	一括発注	委託費削減	各事業体で異なるシステムの導入時期の調整が必要
⑨料金管理システム	-	-	-	-	-	-	-	-	共同化困難 (市町村単位での行政システムを利用しているため)
⑪施設台帳システム	○	15	○	10	○	5	一括発注	発注費削減	導入するシステムの各事業体での統一が必要
⑫設計業務委託	×	-	×	-	×	-	一括発注	-	共同化による効果額発生なし
⑬資材の共同化	△	2~3万円/年	×	-	△	0.5万円/年	共同運用	施設数の削減による更新費削減	対象となる資材等の各事業体での調整が必要
⑭協力体制の構築	-	-	-	-	-	-	可能性提言		

4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

1. 調査概要

(1) 目的

ヤングケアラーと思われる子どもの実態及び学校の対応状況等を正確に把握するため、県内の小中高生とその学校に対するアンケート調査を教育委員会等と連携して実施し、本県における支援体制の在り方を検討するための資料とする。また、実態調査を通じて、学校現場等でのヤングケアラーに関する問題意識を喚起するとともに、相談窓口の周知を図る。

(2) 対象

県内の小学6年生、中学2年生、高校2年生の全数及びその学校（428校）

(3) 方法

パソコン、タブレット、スマートフォン等の通信端末を用いてWeb上で回答
※Web回答が困難な場合は、アンケート用紙を送付し筆記式で対応

(4) 期間

令和4年9月から令和5年1月

(5) 回答数

	小学6年生	中学2年生	高校2年生	学校
調査対象	10,163人	10,046人	9,179人	428校
有効回答数	9,642人	8,653人	7,295人	377校
回答率	94.9%	86.1%	79.5%	88.1%

4 その他報告事項

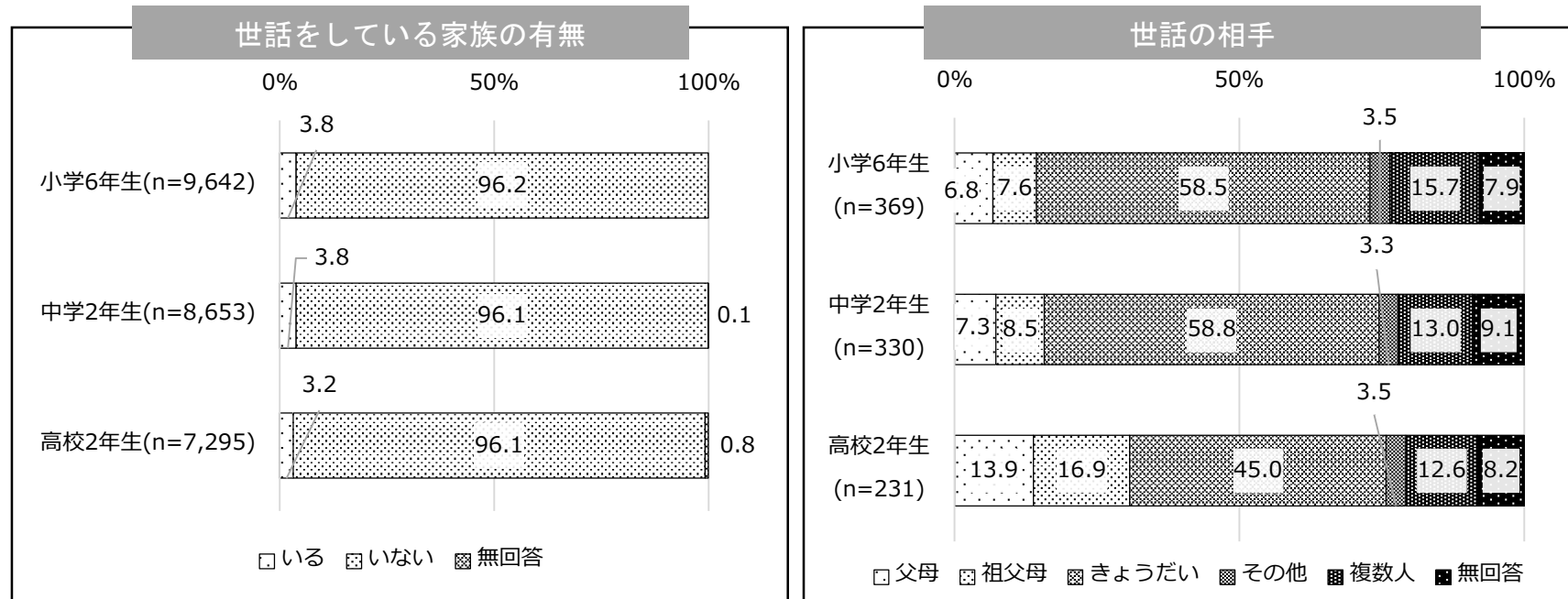
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

2. 小中高生を対象としたヤングケアラー実態調査の結果（前回報告）

(1) 家族のお世話をしている人の有無

世話をしている家族が「いる」と回答した割合は、小学6年生が3.8%、中学2年生が3.8%、高校2年生が3.2%となっている。（全国調査の結果は、小学6年生：6.5%、中学2年生：5.7%、高校2年生：4.1%）
相手はいずれも「きょうだい」が最も多く、次いで「複数人」「祖父母」の順となっている。



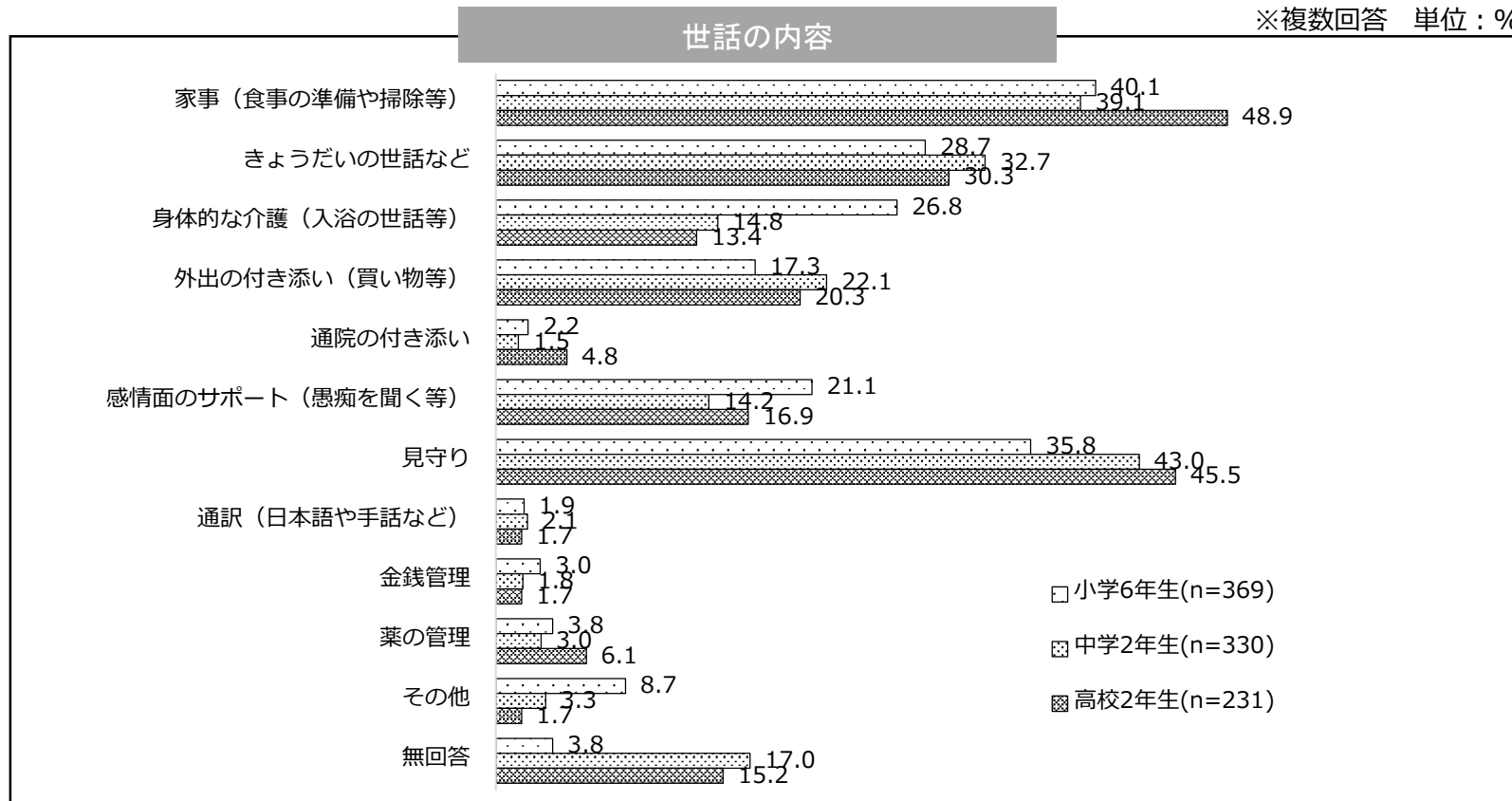
4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(2) お世話している内容

世話の内容について、「食事の準備や掃除等の家事」が小学6年生は40.1%、中学2年生は39.1%、高校2年生は48.9%、「見守り」が小学6年生は35.8%、中学2年生は43.0%、高校2年生は45.5%となっている。



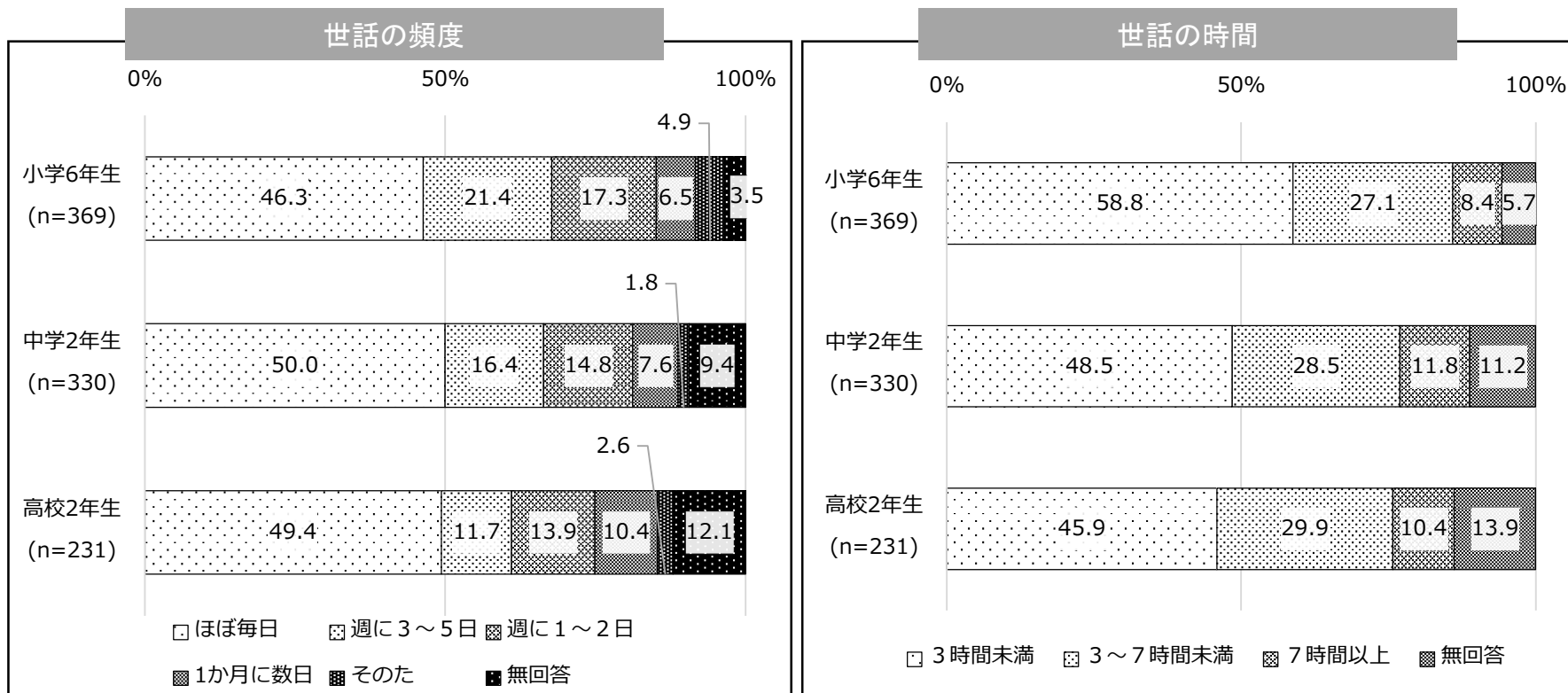
4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(3) お世話する頻度と時間

世話の頻度について、「ほぼ毎日」が小学6年生は46.3%、中学2年生は50.0%、高校2年生は49.4%となっており、平日に世話に費やす時間は、「3時間未満」が小学6年生は58.8%、中学2年生は48.5%、高校2年生は45.9%となっている。なお、「7時間以上」は小学6年生が8.4%、中学2年生が11.8%、高校2年生が10.4%いる。



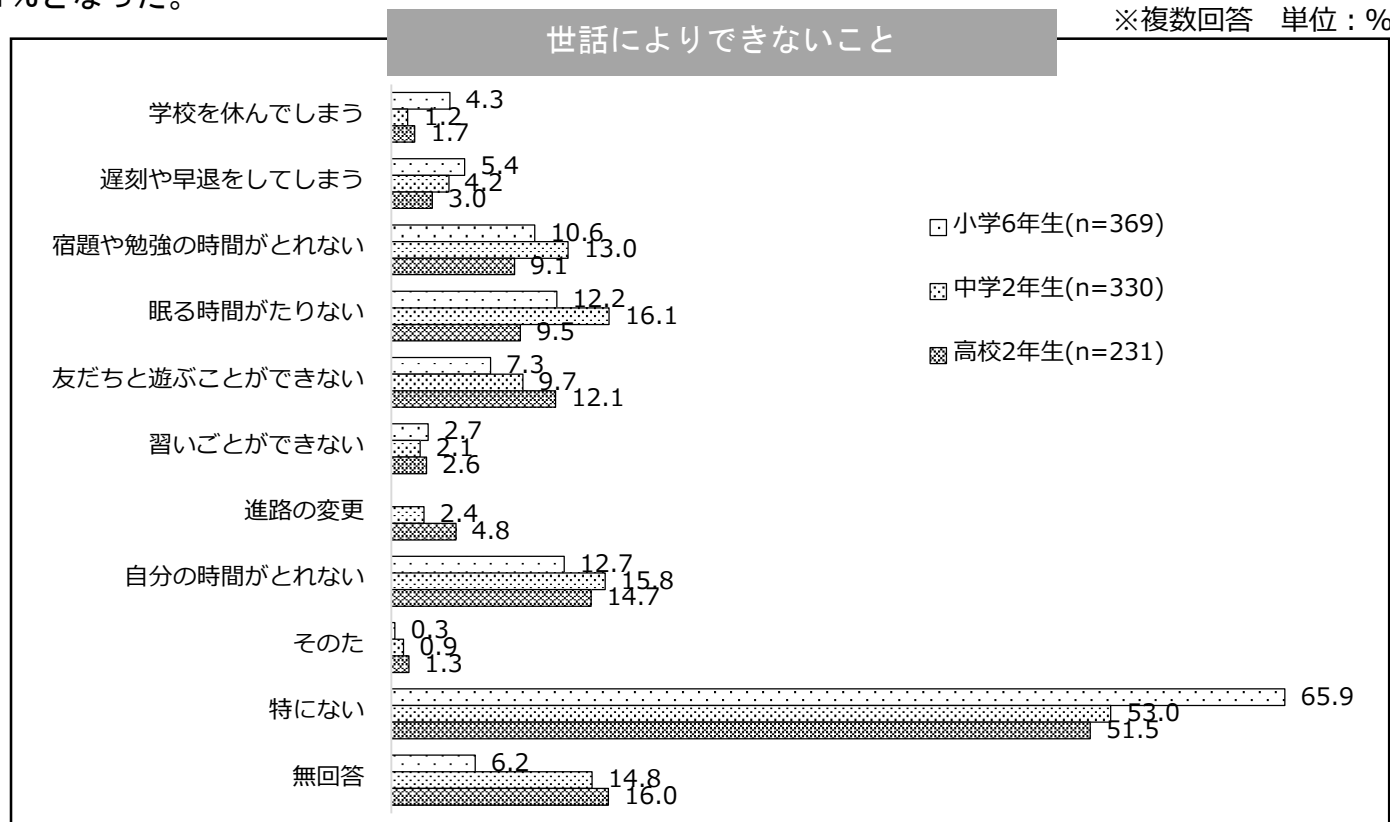
4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(4) お世話をすることよりできないこと

世話によりできていないことについて、「特にない」が小学6年生は65.9%、中学2年生は53.0%、高校2年生は51.5%と多い。なお、「宿題や勉強の時間がとれない」は、小学6年生が10.6%、中学2年生が13.0%、高校2年生が9.1%となった。



4 その他報告事項

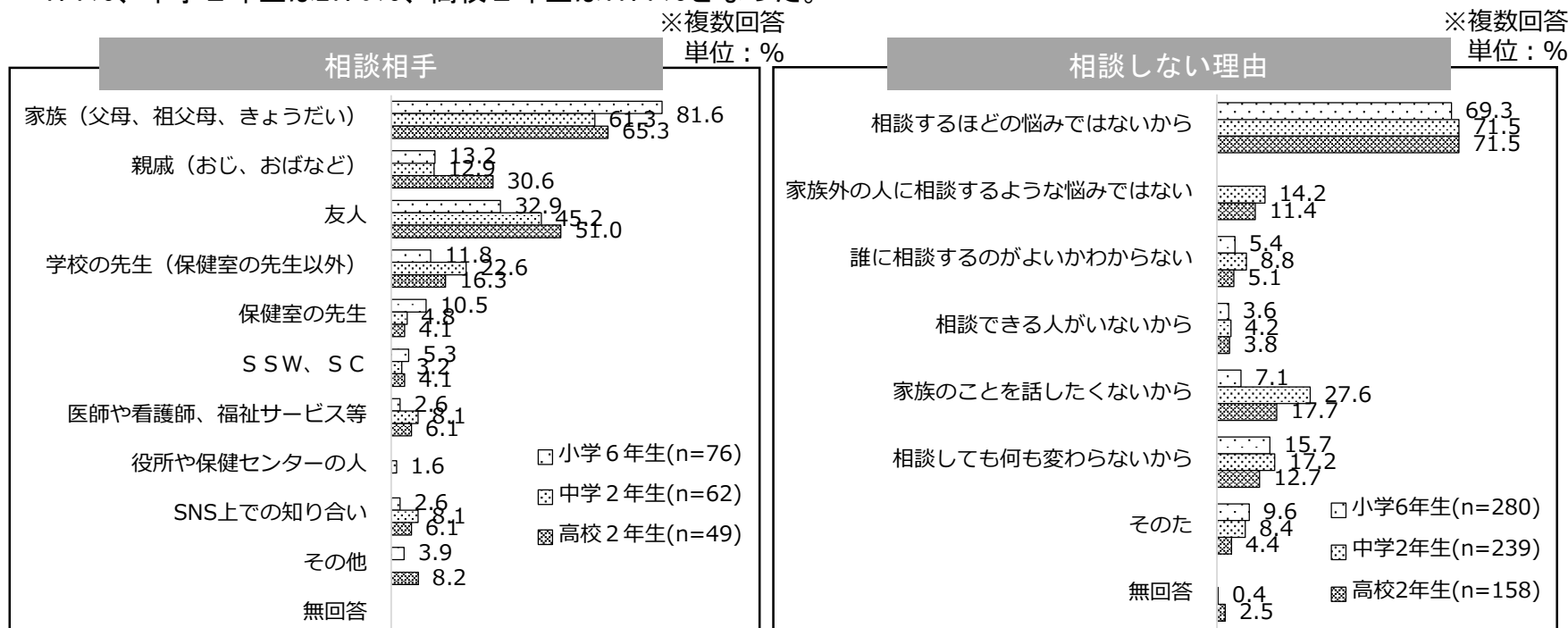
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(5) 相談した経験

誰かに相談したことがある人は、小学6年生が20.6%、中学2年生が18.8%、高校2年生が21.2%であり、その相談相手としては「家族・友人」の割合が多くを占め、次いで「学校の先生・保健室の先生」の割合が多い。医療や福祉サービス等の地域の支援者への相談割合は低い状況である。

相談していない理由として、「相談するほどの悩みでない」が小学6年生は69.3%、中学2年生は71.5%、高校2年生は71.5%と多い。なお、「家族のことを話したくない（知られたくない、偏見を持たれたくない）」が小学6年生は7.1%、中学2年生は27.6%、高校2年生は17.7%となった。



4 その他報告事項

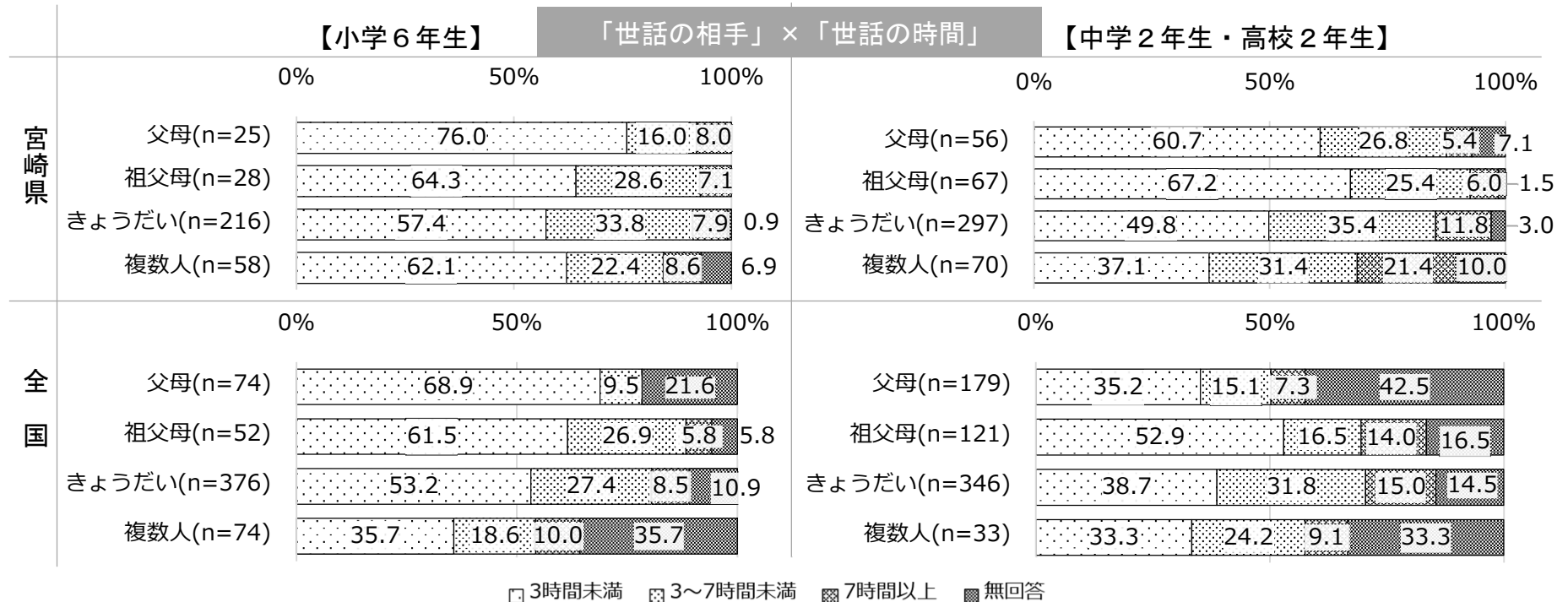
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

3. 小中高生を対象としたヤングケアラー実態調査の結果（今回報告）

(1) お世話する相手によって異なる負担の状況

小学生では、「きょうだい」の世話をしている子どもが、世話に費やす時間を3時間以上とした割合が他に比べて高い。中高生では、「複数人」の世話をしている子どもの3時間以上とした割合が52.8%と半数以上を占めている。また、グラフにはないが、「父母」「複数人」の世話をしている子どもは、「自分のみ」で世話をしているとした割合が、他の家族と一緒に世話をしている割合に比べて高くなっている。



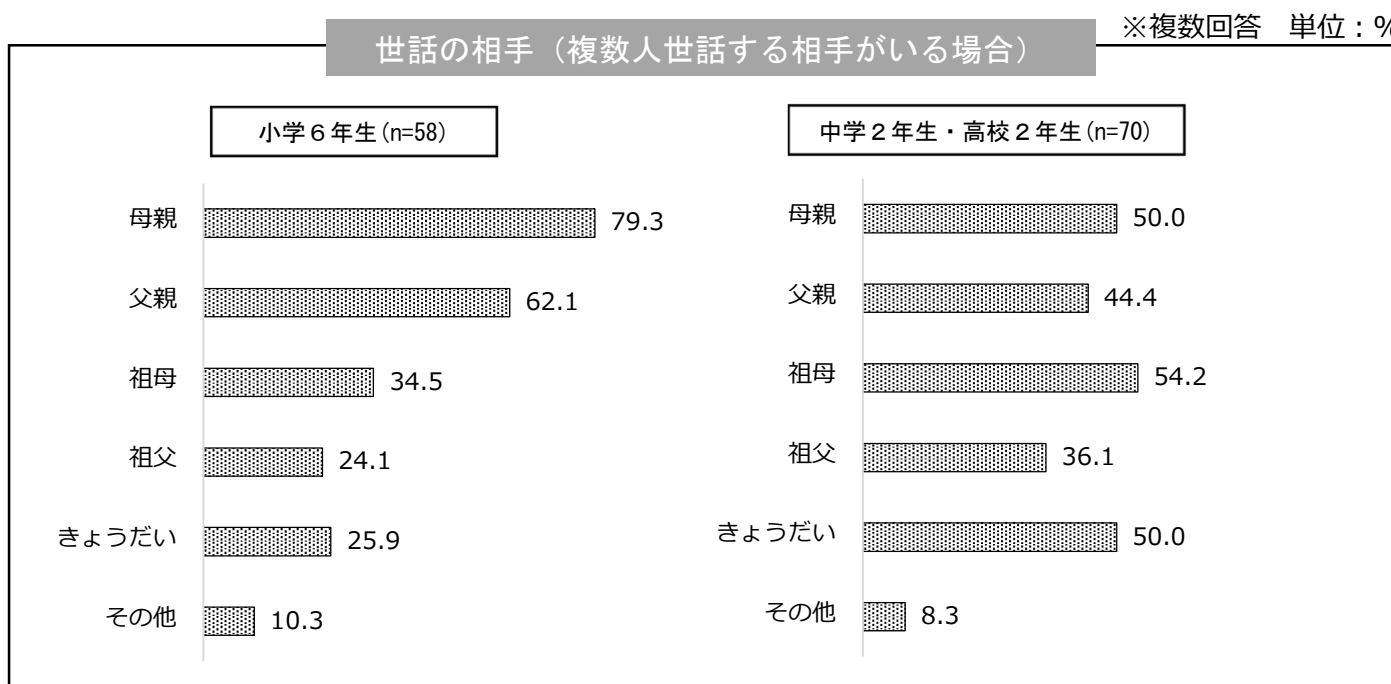
4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(2) 複数人の内訳

世話を「複数人」とした内訳は、小学生は「母親」が79.3%、「父親」が62.1%の順が多い。中高生は、「祖母」が54.2%、「母親」「きょうだい」がそれぞれ50.0%と多くを占めている。



4 その他報告事項

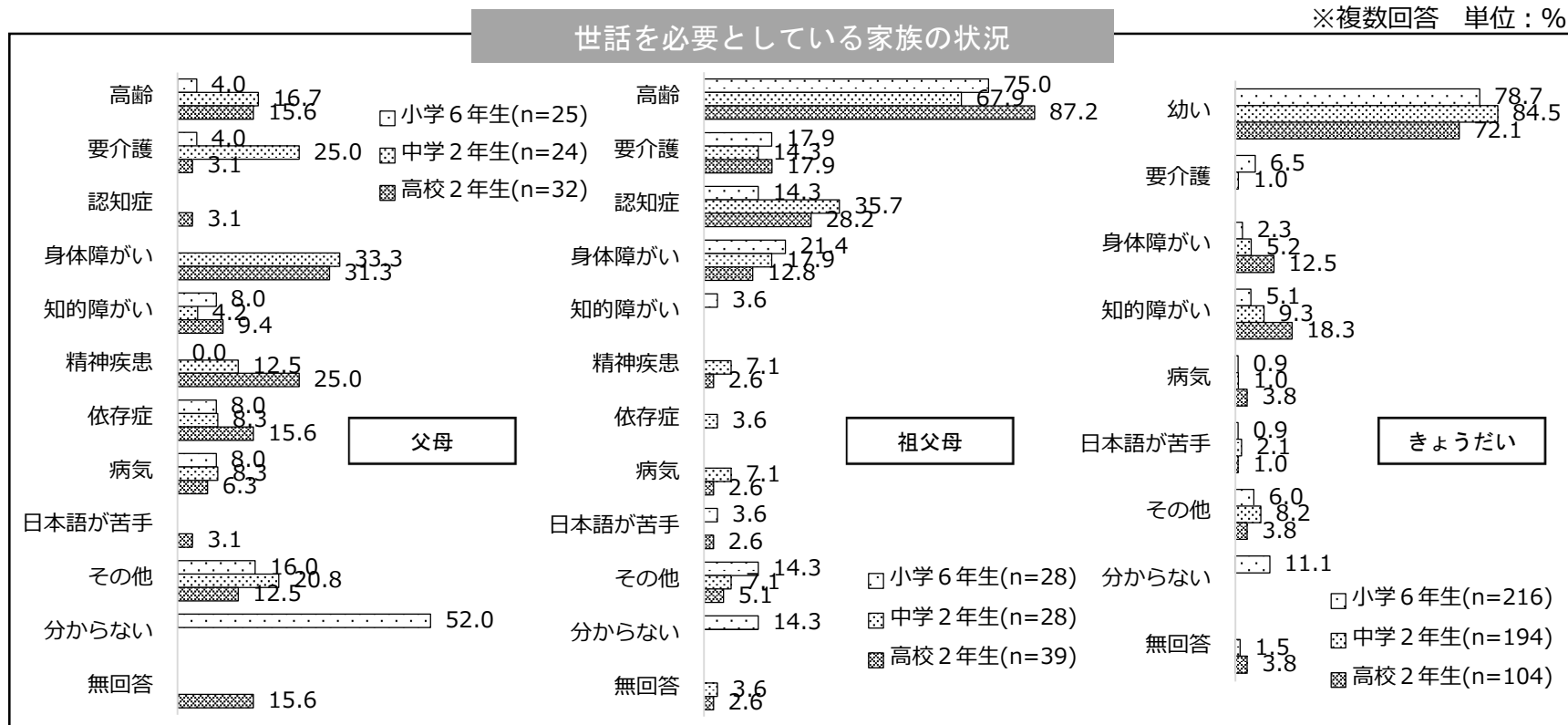
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(3) お世話する家族の状況

「父母」の状況として、中高生は「身体障がい」が3割を超えており、高校生は「精神疾患」と「依存症」を合わせると4割を超える。なお、小学生は半数以上が「分からない」とした。

「祖父母」の状況は、全体で「高齢」が8割弱、「きょうだい」の状況は「幼い」が8割弱と最も多い。



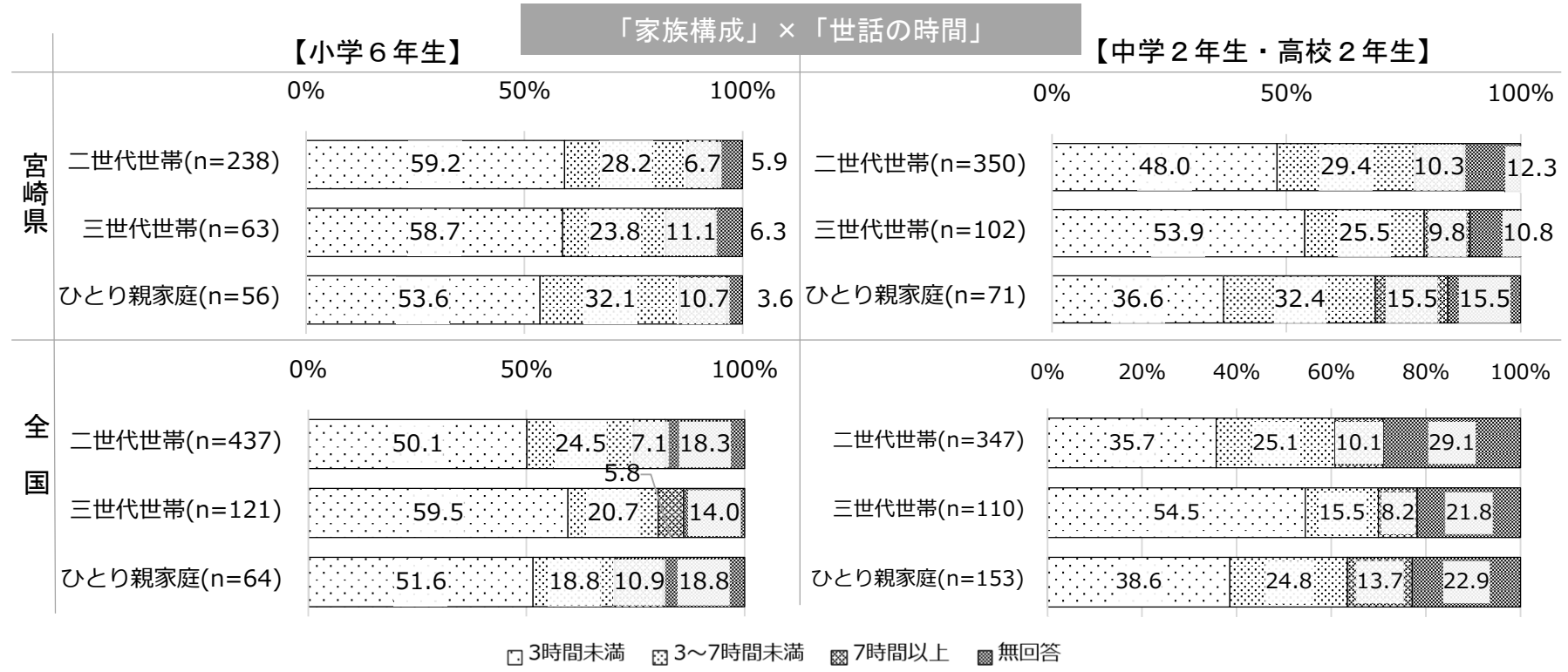
4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(4) 家族構成によって異なる負担の状況

「ひとり親家庭」が世話を3時間以上としている割合が4割を超えており、特に中高生においては「7時間以上」が15.5%と高くなっている。
 また、3時間以上世話をしている割合が、全国に比べて全体的に高い傾向にある。



4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

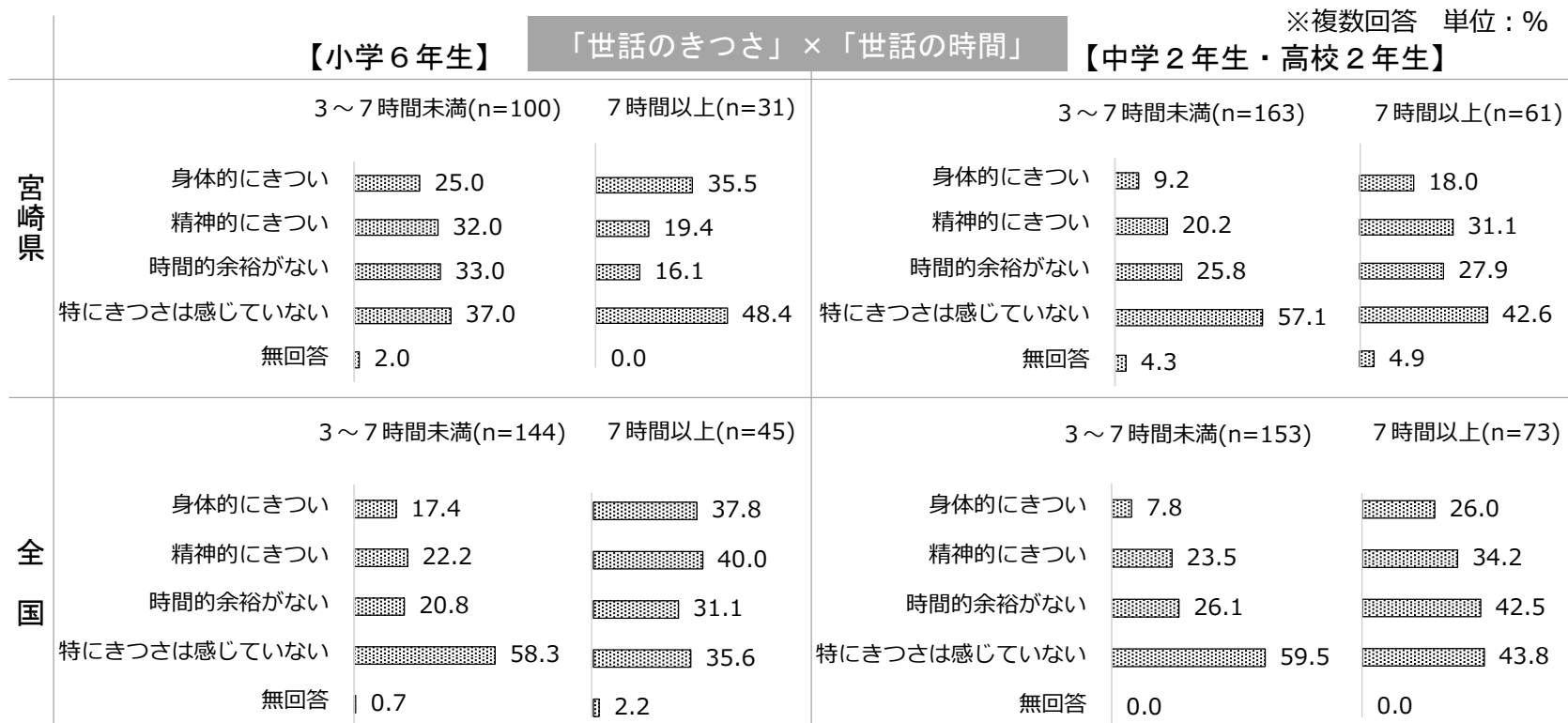
こども家庭課

(5) お世話する時間数に対して感じるきつさの状況

世話に費やす時間が多い少ないにかかわらず、「特にきつさは感じていない」とした割合が最も高い。

世話を「7時間以上」とする中高生において、「精神的にきつい」とする割合が高い。

また、グラフにはないが、「父母」の世話をしている子どもは、「精神的にきつい」と感じている割合が、他の家族を世話をしている子どもの割合に比べて高くなっている。



4 その他報告事項

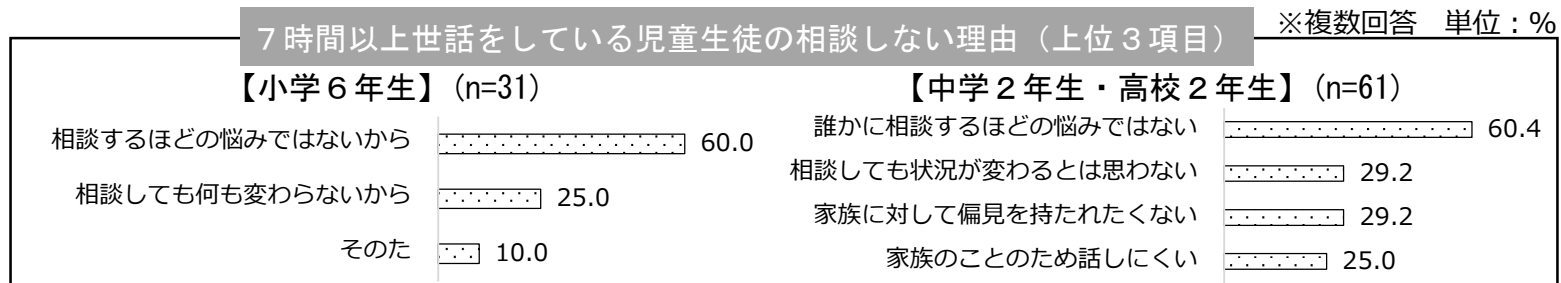
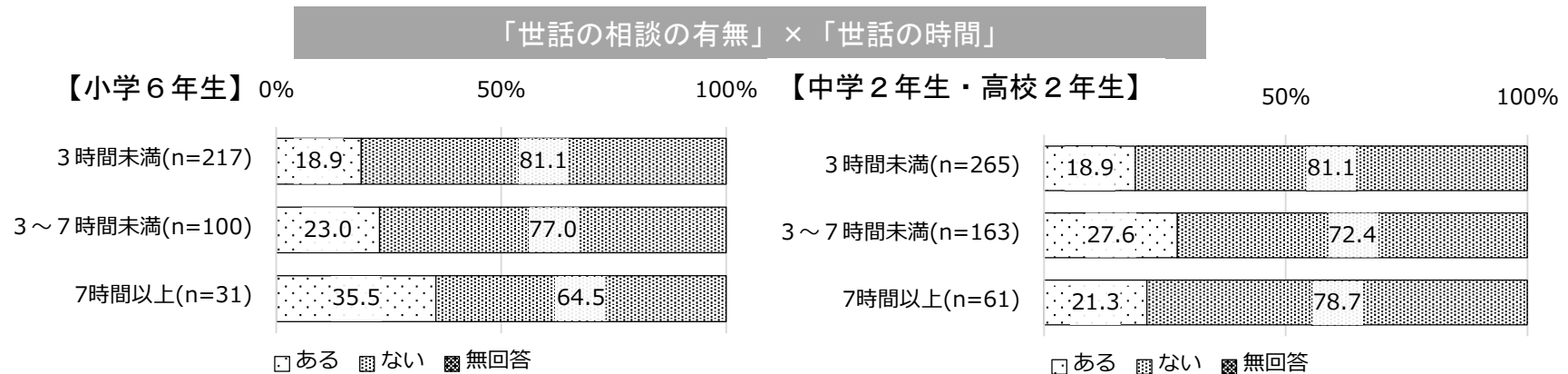
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(6) お世話する負担に応じた相談の有無の状況

小学生は、世話に費やす時間に比例して相談したことが「ある」とした割合が高くなっている。

相談していない理由として、全体で「相談するほどの悩みではない」の次に「相談しても何も変わらない」とした子どもの割合が高い。中高生では、次いで、家族のことに「偏見を持たれたくない」「話しにくい」「知られたくない」が高く、グラフにはないが、「ひとり親家庭」と「父母」を世話する子どもにも同様の傾向が現れている。また、「ひとり親家庭」の中高生においては、話を聞いてくれる人が「いない」と答えた割合が他に比べて高い。



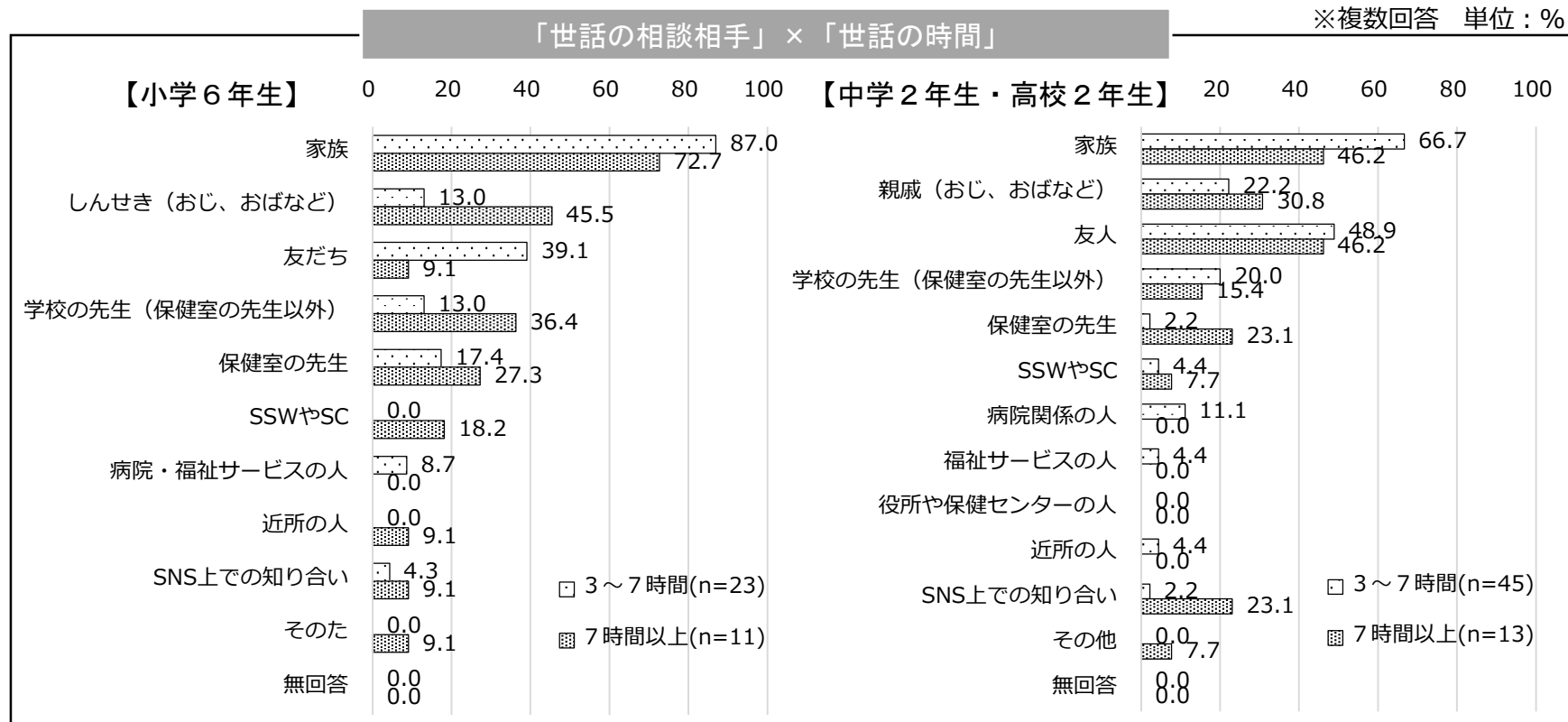
4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(7) お世話する負担に応じた相談相手の状況

世話が「7時間以上」の子どもは、「学校（保健室含む）の先生」「SSW・SC」に相談する割合が高くなる傾向がある。また、グラフにはないが、「ひとり親家庭」も同様の傾向を示している。
 なお、中高生が相談相手を「SNS上での知り合い」とする割合が高くなっている。



4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

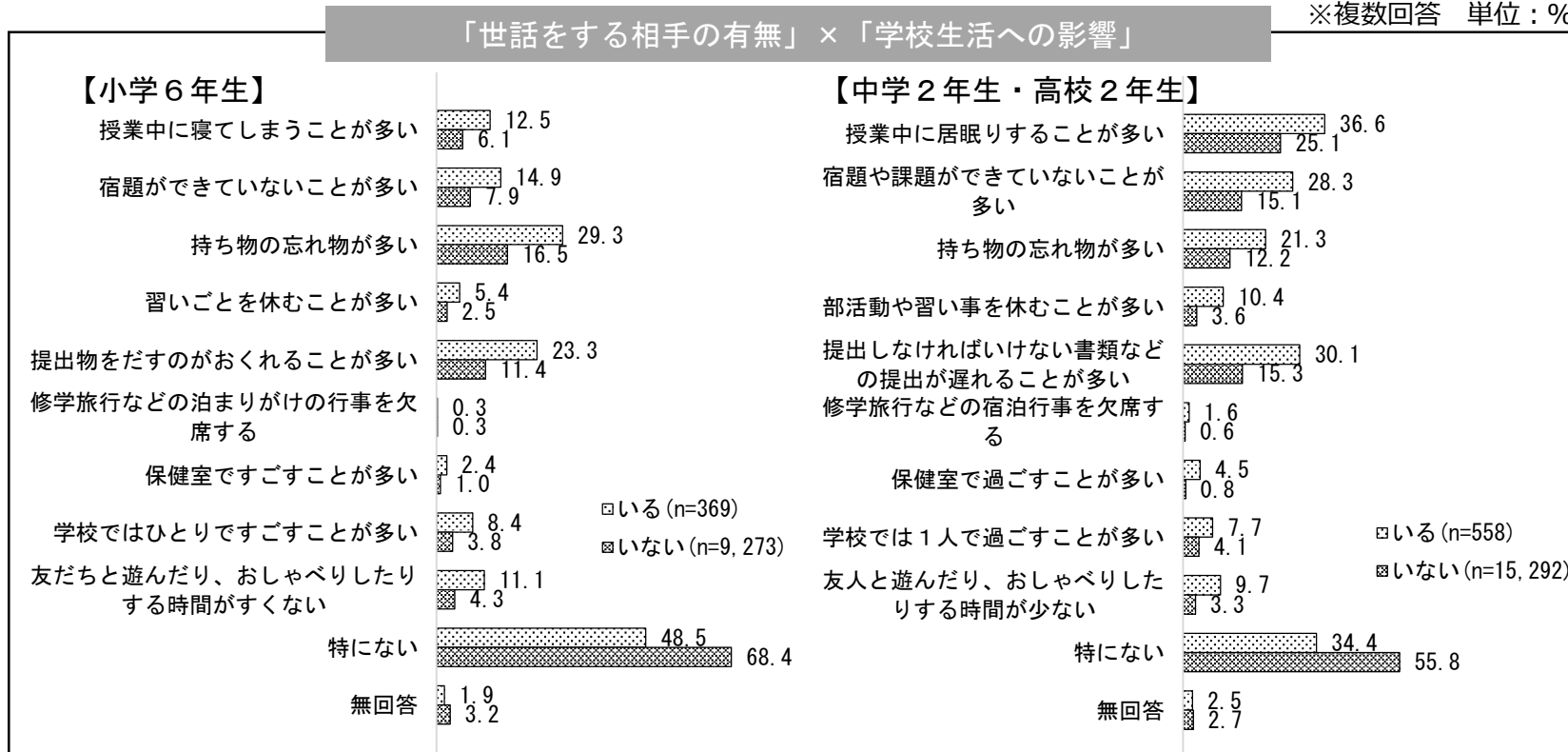
こども家庭課

(8) お世話をすることによる学校生活への影響

世話をしている家族が「いる」とした子どもは、「いない」とした子どもに比べて、学校生活への影響を表す項目が高い傾向にある。

また、グラフにはないが、世話に費やす時間が長い場合や「ひとり親家庭」においても同様に高い傾向にあった。

※複数回答 単位：%



4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

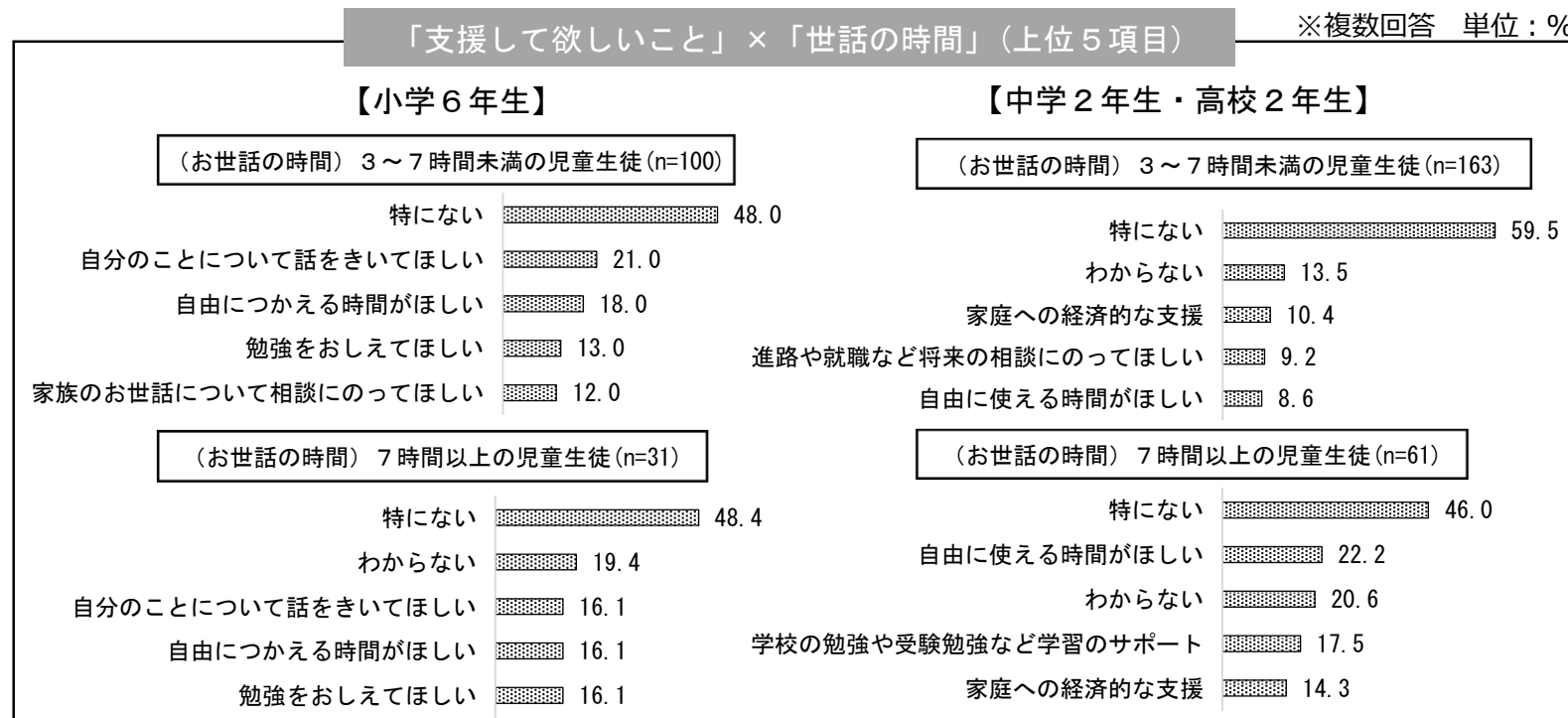
こども家庭課

(9) 学校や周りの大人に助けて欲しいこと、必要としている支援

世話に費やす時間が多い少ないにかかわらず、「特にない」が多い。

中高生では、世話を「7時間以上」行う子どもにおいて、支援を必要としている傾向が高くなり、グラフにはないが、「父母」「複数人」を世話する子どもが同様の傾向であり、特に世話代行サービスを望む割合が高くなっている。

その他、小学生は「話を聞いて欲しい」とする割合が中高生と比べて高く、「ひとり親家庭」は「経済的な支援」を望む割合が高くなっている。



4 その他報告事項

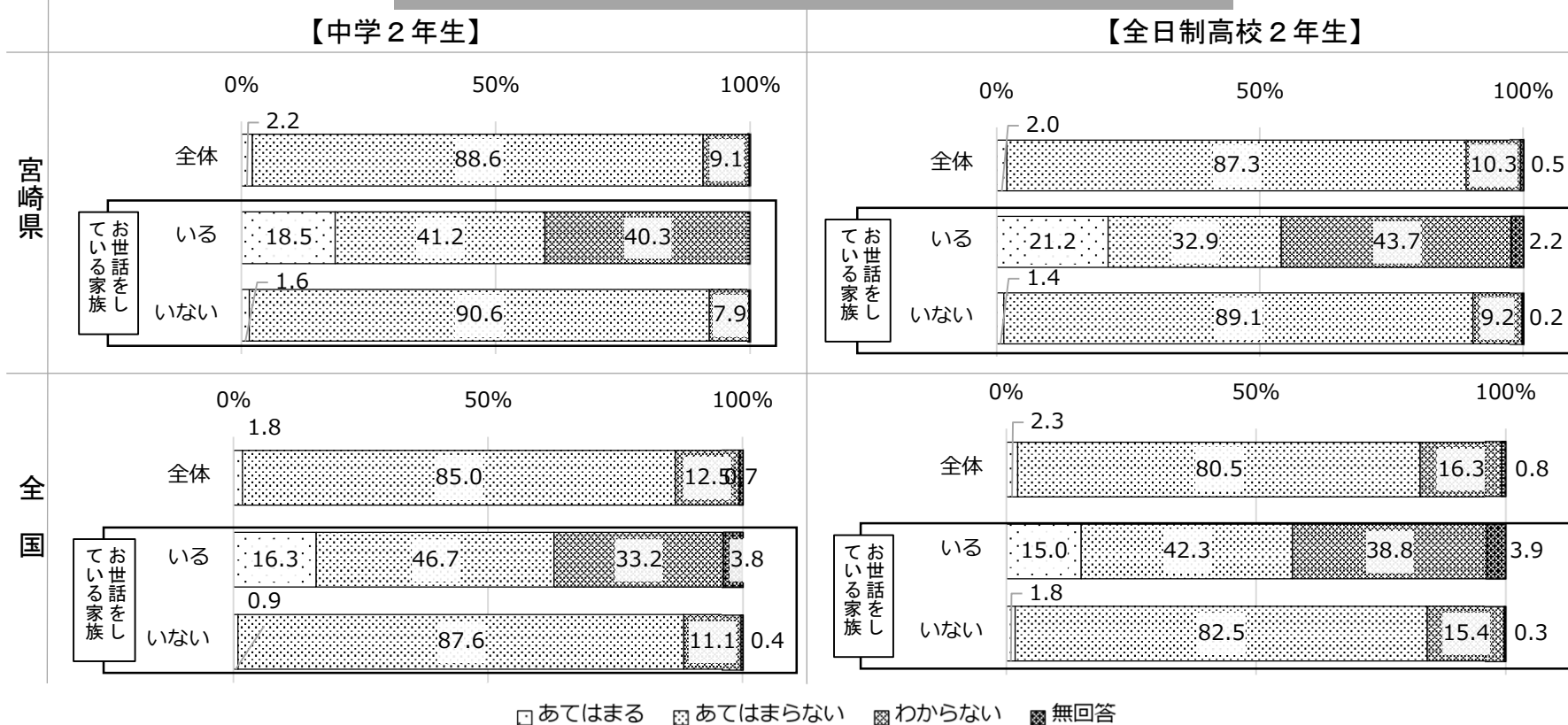
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(10) 「ヤングケアラー」としての自覚

世話をしている中高生のうち、ヤングケアラーに「あてはまる」とした割合は約2割であり、これは全国に比べて高くなっている。

「ヤングケアラー」にあてはまると思うか（中高生のみ）



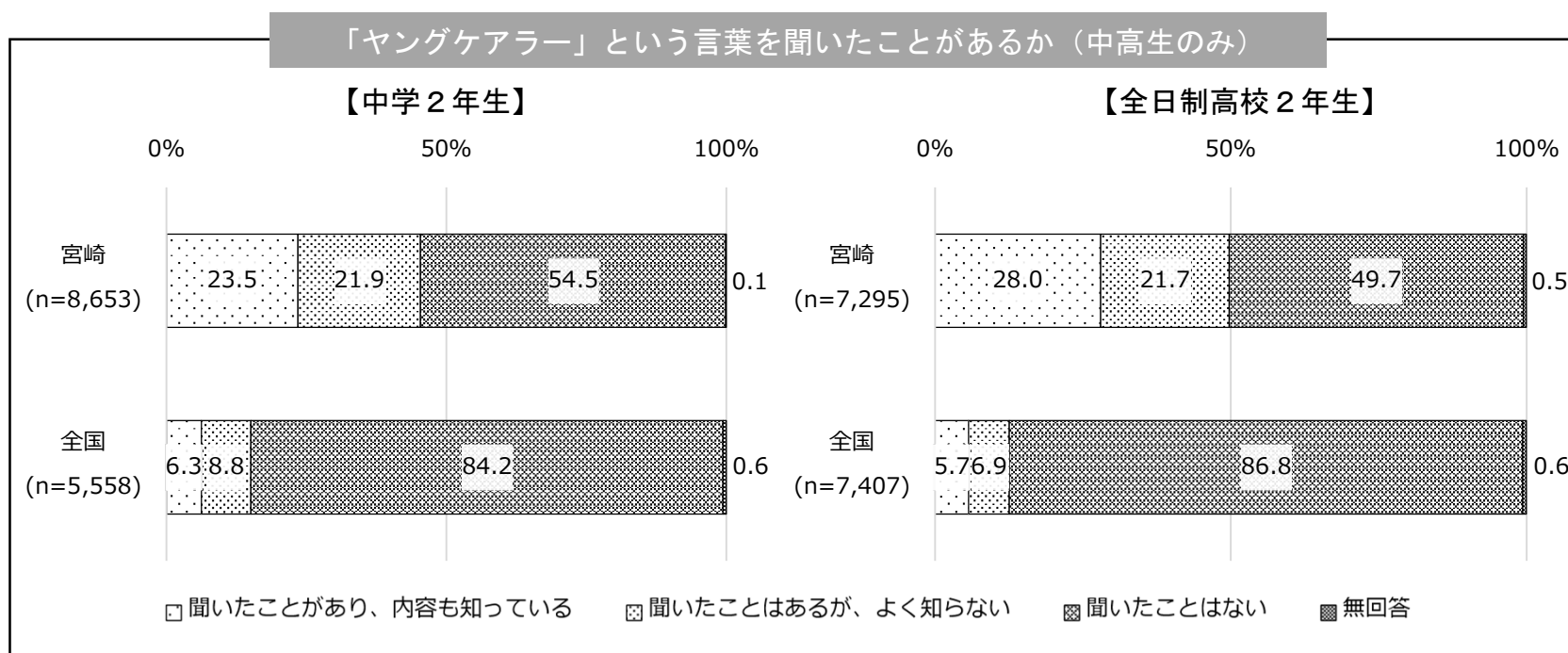
4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(11) 「ヤングケアラー」という言葉の認知度

中高生が「聞いたことがあるし内容も知っている」「聞いたことはあるがよく知らない」とした割合が全体の半数近くであり、これは全国に比べて高くなっている。



4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

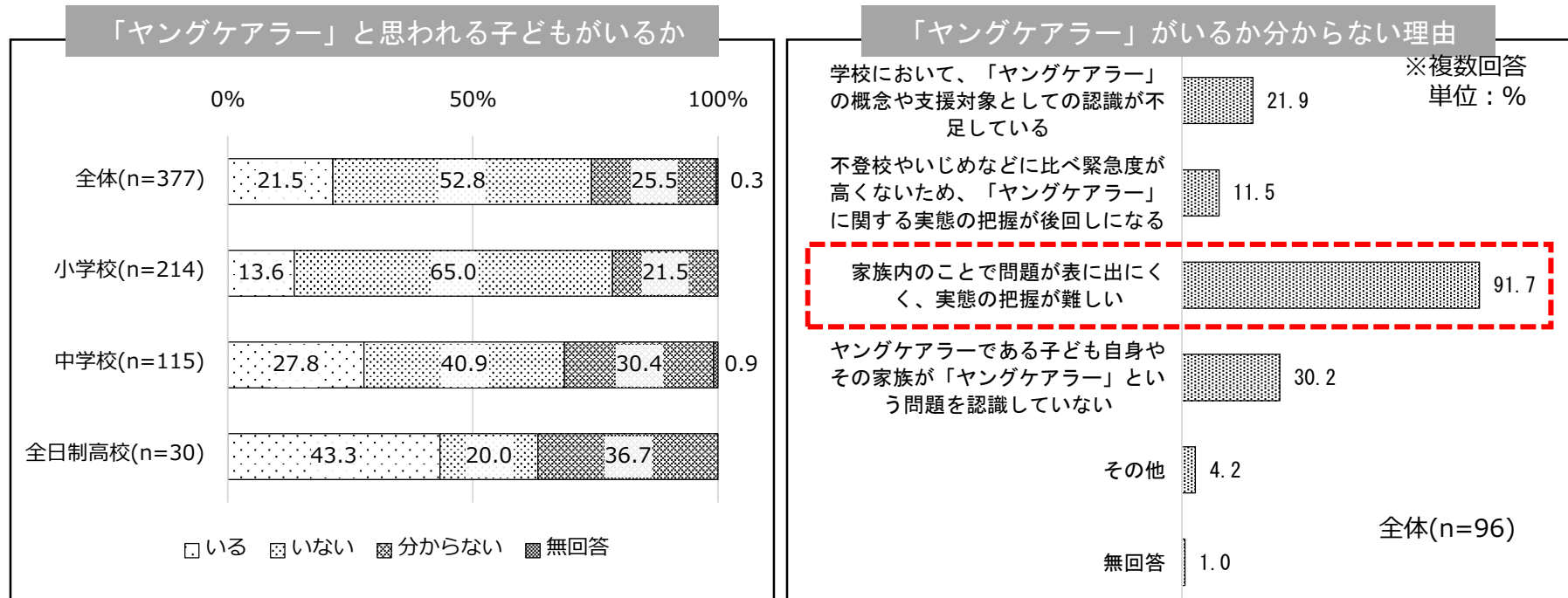
こども家庭課

4. 学校調査の結果

(1) ヤングケアラーと思われる子どもの有無

ヤングケアラーに該当すると思われる子どもが「いる」とした学校は、小学校13.6%、中学校27.8%、全日制高校43.3%となっている。

また、「わからない」としたのは、全体で25.5%となり、その理由としては「家族内のことで問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が91.7%と最も多い。



4 その他報告事項

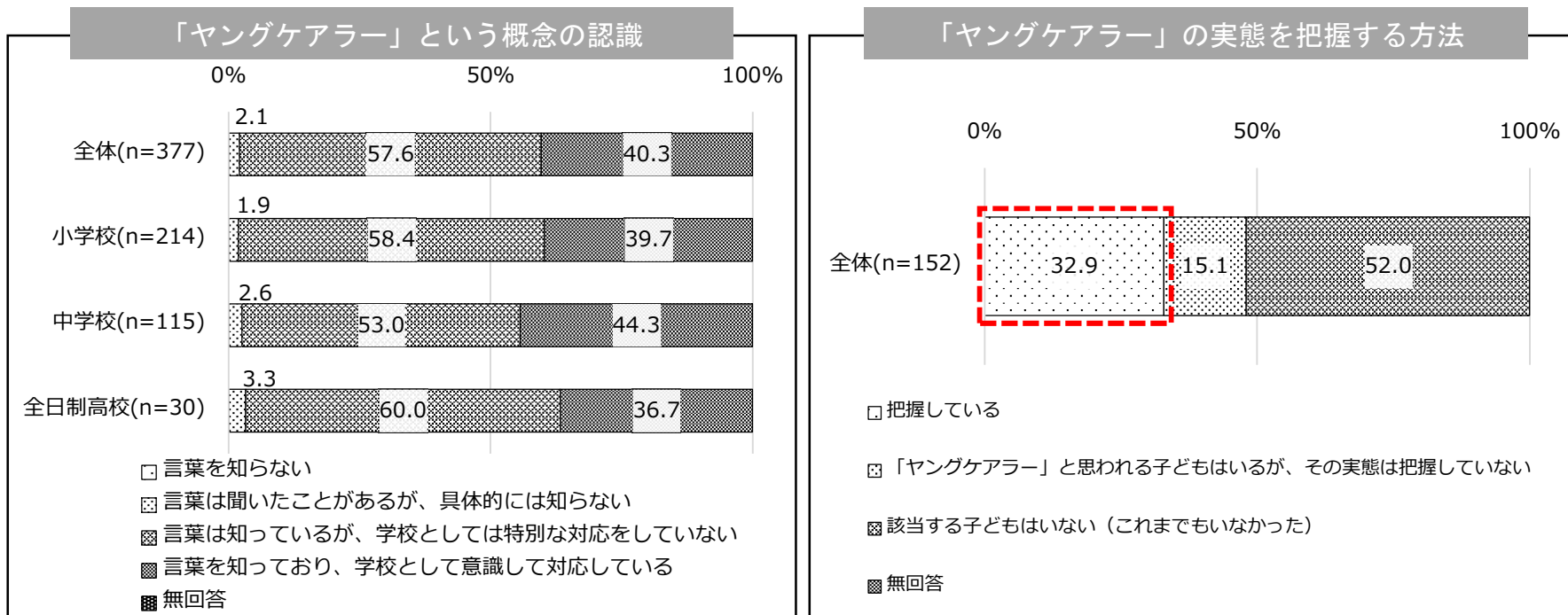
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(2) ヤングケアラーという概念の認識状況

ヤングケアラーという概念について、「言葉は知っているが学校としては特別な対応をしていない」が全体で57.6%と最も多く、次いで「言葉を知っており学校として意識して対応している」は40.3%となっている。

また、意識して対応している学校のうち、ヤングケアラーの実態を「把握している」のは32.9%であり、その方法として、「特定のツールはないができるだけヤングケアラーの視点を持って検討・対応している」とした学校が86.0%となっている。



4 その他報告事項

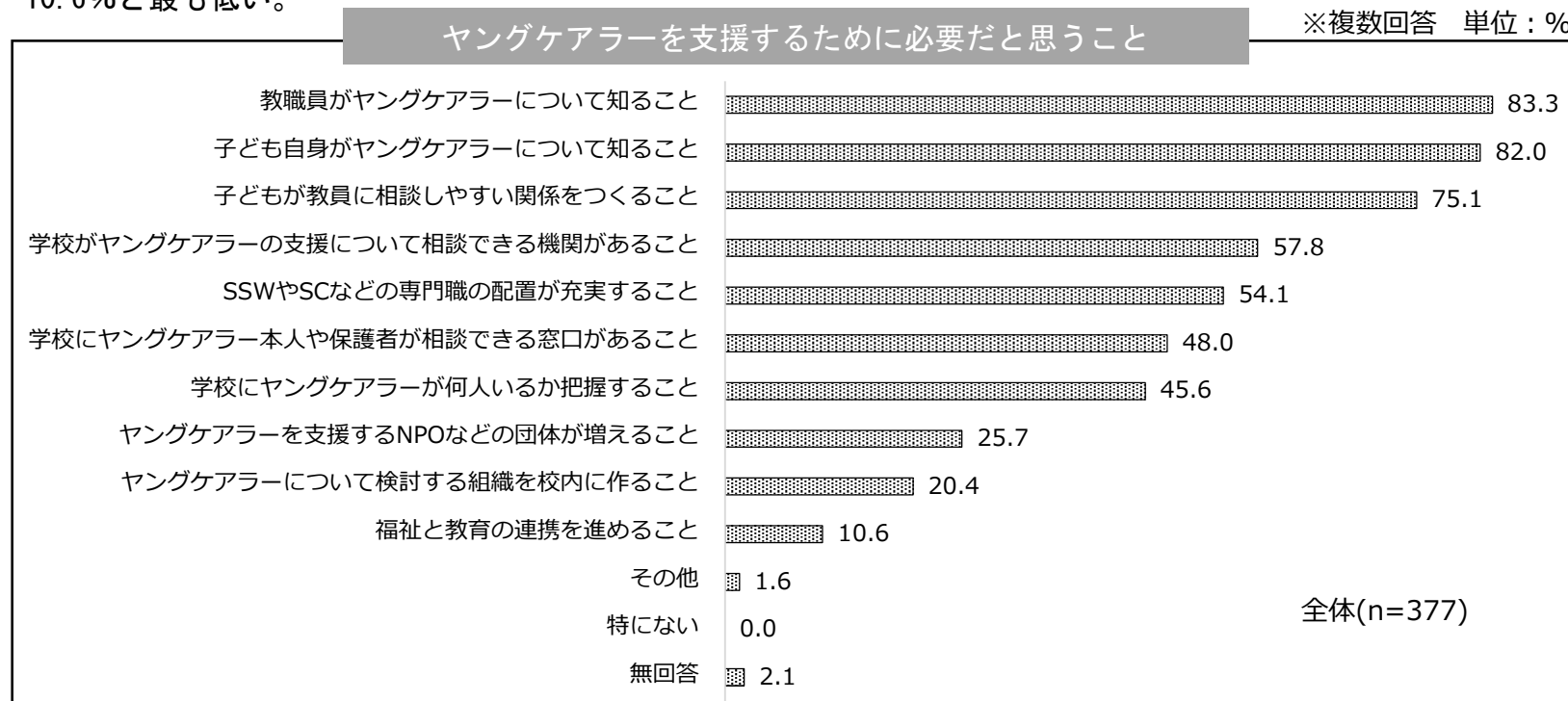
ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

(3) ヤングケアラーの支援に必要な取組

ヤングケアラーを支援するために必要だと思うことは、「教職員がヤングケアラーについて知ること」が83.3%で最も多く、次いで「子ども自身がヤングケアラーについて知ること」が82.0%、「子どもが教員に相談しやすい関係をつくること」が75.1%となっている。

また、「福祉と教育の連携を進めること」と回答している割合は、「その他」「特にない」「無回答」を除くと、10.6%と最も低い。



4 その他報告事項

ヤングケアラー実態調査の実施状況について

こども家庭課

5. 今後の対応

(1) 多機関連携による支援のあり方検討

ヤングケアラーの背景には、高齢者や障がい者の介護のほか、貧困、ひとり親世帯、孤立化など他分野にまたがる問題が絡んでいるため、明らかとなった実態を福祉・介護・医療・教育分野の関係機関・団体で共有し、必要な支援を検討していく。

● 関係機関による検討委員会設置

ケアマネジャーや社会福祉士等の現場支援員を中心に、現状と今後の方向性について検討

(構成) 大学、社会福祉協議会、介護支援専門員協会、精神保健福祉士会、NPO法人(子ども食堂)
市、教育委員会、県関係各課 等

● 庁内関係各課によるワーキンググループ(WG)設置

連携体制を構築するとともに、県としての今後の方針について協議

(構成) 福祉保健課、長寿介護課、障がい福祉課、健康増進課、こども政策課、こども家庭課
人権同和教育課、みやざき文化振興課 等

(2) 社会的認知度向上に向けた普及啓発

ヤングケアラーは、子どもや保護者自身に自覚がない場合や、家庭内のことを他人に知られたくないなど、表面化しにくいデリケートな問題。

まずは、子ども自身やその家族はもとより、周囲の大人がヤングケアラーについて正しく理解を深め、家庭において子どもが担っている家事や家族のケアの負担に気づくことが重要。

そして、発見しやすい立場にある学校や福祉サービスの現場職員が入口となり、支援の対象となる子どもと家庭を早期に発見して適切な支援につないでいけるよう、関係機関が連携して研修や講演会等の普及啓発に取り組む。